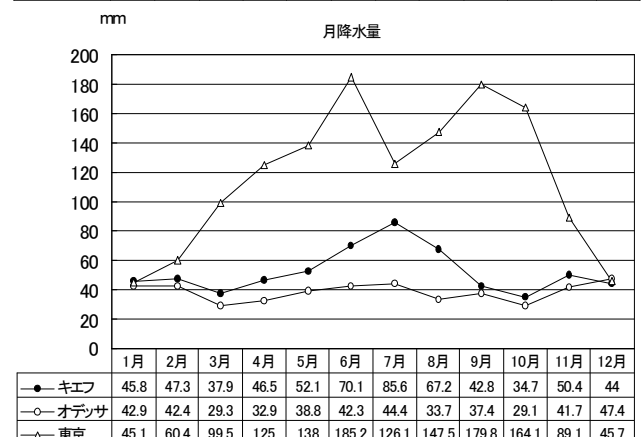
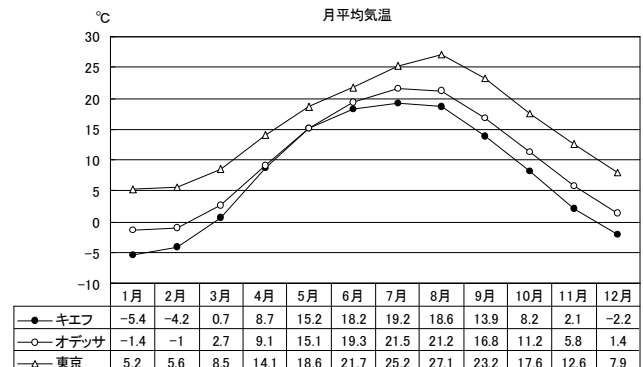


ウ ク ラ イ ナ 概 観

2015 年 5 月
在ウクライナ日本国大使館

I . 概 況

- 国 名: ウクライナ
○国 旗: 空色・黄色の二色旗(青空と小麦の黄色い畑を象徴している)
○国 歌: 「ウクライナは未だ死なず」, 1865 年ヴェルビツキー作曲
○国 章: 青地に黄色の「みつほこ」
○面 積: 60 万 3, 500 平方キロメートル(日本の約 1.6 倍)
○人 口: 4, 542.6 万人(2014 年 1 月現在)
○首 都: キエフ市(北緯 50 度 25 分, 東経 30 度 30 分(樺太北部, フランクフルト(ドイツ), ウィニペグ(カナダ)とほぼ同緯度))
○通 貨: フリヴニャ(UAH), 1 ドル=20.63 フリヴニャ(2015 年 5 月 13 日現在中銀レート)
○日本との時差: -6 時間(夏時間:3 月最終日曜~10 月最終日曜), -7 時間(冬時間:10 月最終日曜~翌年 3 月最終日曜)
○位 置: 旧ソ連欧州部の南(黒海の北)に位置し, 東西約 1, 400 キロメートル(東経 24~40 度), 南北約 900 キロメートル(北緯 44~52 度)。国境を東から西に, ロシア, ベラルーシ, ポーランド, スロバキア, ハンガリー, ルーマニア, モルドバと接し, 南に黒海をはさみトルコ, ブルガリア, ジョージアと面している。
○地 勢: ウクライナの国土の半分は平野で, 北部にはポリッシャ湿地, 東部にはドネツク丘陵, 西部にカルパチア山脈から続く高地がある。中央部及び南部の平野は, 肥沃な黒土に被われており, 小麦などの耕作地が広がり, ロシア帝政時代から「欧州の穀倉地帯」と呼ばれている。南部のクリミア半島は比較的温暖で, 第二次世界大戦末期のヤルタ会談の舞台となったヤルタは有名な保養地である。ドニプロ川は, ヴォルガ, ドナウに次ぐヨーロッパ第 3 の大河で, ウクライナの水道水, 水力発電に利用されているばかりでなく, 水上交通の大動脈となっている。
○主要都市の人口(2014 年 1 月現在):
キエフ 286.9 万人, ハルキウ 145.1 万人, ドニプロペトロウスク 99.3 万人, オデッサ 101.7 万人, ドネツク 95.0 万人, ザポリヅジャ 76.6 万人, リヴィウ 72.9 万人, セヴァストーポリ 34.5 万人, シンフェローポリ 33.8 万人。
○気 候: 北部及び西部は冷帯湿潤大陸性気候(Dfb)で比較的降水量が多く, 南東部は乾燥したステップ気候(BS), クリミア半島は比較的温暖な温暖湿潤気候(Cfa)である。南部では, 給水制限を伴う深刻な水不足に見舞われることもある。雨量は最も多いカルパチア地方で年間 1, 200~1, 600mm, 最も少ない東部で 300mm である。キエフ及びオデッサの月平均気温, 降水量は右図のとおり



(注: 気温及び降水量は 1961~1990 年の平均値)

り。首都キエフの 2014 年の年間平均気温は 9.4℃。

- 言語：ウクライナ憲法により国家語はウクライナ語と規定されている。ウクライナ語は、ロシア語、ポーランド語、ベラルーシ語と同様、東スラブ語群の一つである。ロシア語に比して、古代スラブ語の色彩を多く残し、ベラルーシ語、ポーランド語、スロバキア語の順に共通する語彙が多い。ウクライナ人にとってロシア語はソ連時代に実質上の公用語であったことから、多くの国民が両言語を理解し、ウクライナ語とロシア語を混交して利用する場面も見受けられる。
- 民族構成：ウクライナ人 77.8%、ロシア人 17.3%、ベラルーシ人 0.6%、モルドバ人 0.5%、ブルガリア人 0.4%、クリミア・タタール人 0.5%、ハンガリー人 0.3%、ルーマニア人 0.3%、ポーランド人 0.3%、ユダヤ人 0.2%、アルメニア人 0.2%、ギリシャ人 0.2%、タタール 0.2%（2001 年統計）
- 主な宗教：ウクライナ正教会（キエフ総主教府、モスクワ総主教府、自治教区派）、ウクライナ東方典礼カトリック教会（ギリシャ・カトリック）、ユダヤ教、イスラム教（スンニー派）、ローマ・カトリック
- 主要祝祭日：1 月 1 日新年、1 月 7 日正教クリスマス、3 月 8 日国際婦人デー、4 月復活祭（年によって日が異なる）、5 月 1～2 日メーデー、5 月 9 日対ナチズム戦勝記念日、6 月三位一体祭（年によって日が異なる）、6 月 28 日憲法記念日、8 月 24 日独立記念日、10 月 14 日ウクライナ防衛者の日
- 一人当たり GDP：3,960 ドル（2013 年世界銀行）
- 人口指標：平均寿命（男）66.34 歳、（女）76.22 歳（2013 年）、自然人口増加率 -3.5 人／1000 人（2014 年）
- 主な参加・加盟国際機関：国際連合（UN：原加盟国）、独立国家共同体（CIS：但し正規加盟国ではなく参加国）、欧州評議会（CE）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、黒海経済協力機構（BSEC）、欧州・大西洋パートナーシップ理事会（EAPC）、中欧イニシアティブ（CEI）、GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバからなる地域国際機関）、世界貿易機関（WTO）

II. 略史

1 スキタイ、サルマート国家

紀元前 6 世紀に黒海北岸を中心にイラン系騎馬民族スキタイによる国家が建設され、前 4 世紀に最も繁栄した。スキタイの文化は蒙古などにも見られる動物の意匠が特徴で、当時この地で東西の交流があったことを示している。スキタイは前 260 年ころ遊牧騎馬民族サルマート人に圧迫されて衰退した。その後、黒海北方沿岸はサルマティアと呼ばれ、紀元 4 世紀位まで前期にはペルシャの、中期にはギリシャ、ローマの、後期には東方遊牧民の影響を受けた文化が栄えた。

2 キエフ・ルーシ

東スラブ族がこの地に入ってきたのは紀元 4～6 世紀である。年代記によれば、8 世紀末頃、北欧から来たヴァイキングのリューリックの一族がキエフにキエフ・ルーシ（キエフ公国）を設立した。キエフ公国は、988 年にはギリシャ正教を導入し、政治・経済・文化の中心として栄え、当時の欧州においてビザンティン帝国等と比肩する大国の一つであった（ノヴォゴロド・シヴェルスキー公を描いた「イーゴリ軍記」はキエフ・ルーシの代表的作品）。キエフ・ルーシは 1240 年からのモンゴル軍の侵入によって最終的に崩壊、ルーシの中心はモスクワに移った。14 世紀にはウクライナの大部分はリトアニア大公国、後にポーランドの支配下に入った。

クリミア戦争（1853～1856 年）

クリミア半島を主戦場として、ロシアと英・仏・オーストリア・オスマン帝国・プロイセン・サルデニアとの間に起きた戦争。ロシアの南下政策が原因。1 年にわたる攻囲戦でセヴァストポリスが陥落し、ロシアは敗北。パリ講和条約によりモルダヴィア、ワラキア、セルビアの自治権確立、オスマン帝国の独立と領土の保全、ドナウ川航行の自由化、黒海の中立化が定められた。この戦争の結果オスマン帝国の対列強従属化が強まり、ロシアは国内旧体制の破産が明確化して近代的改革への動きが促進された。

ナイチンゲール（1820～1910）

クリミア戦争に際し、篤志看護婦を率いて野戦病院で活躍。敵、味方の区別無く傷病者の看護に当たる姿は、後の赤十字設立の精神的背景にもなった。

3 ウクライナ・コサック

14 世紀から 16 世紀にかけ、今日のウクライナ南部、黒海沿岸にかけてポーランド、リトアニアからの逃亡農奴を中心としたウクライナ・コサック集団が形成された。彼らは漁労を営み、オスマン帝国やクリミア・ハン国の港町で略奪行為を行った。17 世紀にはキエフを再建、本拠地を移し正教を保護した。強化したコサック集団に対し、ポーランド政府は統制下に置こうとし衝突が頻発、1648 年にはボフダン・フメリニツキーに率いられたウクライナ・コサックと全面戦争に発展した。

4 ロシアへの併合

1654 年、フメリニツキーは劣勢を挽回するため、ロシア皇帝に対しポーランドからの保護を求め、その代わりに皇帝の宗主権を認めた（ペラヤスラフ協定）。右を受け入れたロシアはポーランドと戦い、アンドルソフ講和によりドニプロ右岸はポーランド領、左岸及びキエフはロシア領となった。当初ロシアはウクライナの自治を認めたが次第に統制を強めた。

18 世紀後半にはエカテリーナ二世によって完全にロシアの一部とされ、ウクライナ・コサック社会は消滅した。ロシアは、15 世紀より続いていたクリミア・タタール人を中心とするイスラム国家クリミア・ハン国を 1783 年に廃し、クリミア半島を併合。その後、同地は 1853 年からクリミア戦争の主戦場となった。また 1772 年のポーランド分割によってロシアはドニプロ右岸を取得、ガリツィア地方（今日のウクライナ西部およびポーランド南東部）はハプスブルグ帝国領土となった。多くのウクライナ知識人が、ロシア帝国による文化的抑圧（ウクライナ語禁止令等）から同地に逃れ、ガリツィアはウクライナ民族運動の中心となった。第一次世界大戦の結果、ガリツィアはポーランドの領土となった。

1917 年の 2 月革命後、ウクライナでは中央ラーダ政府が誕生し、ロシアの臨時政府と自治拡大を巡って対立、10 月革命を経て中央ラーダは「ウクライナ人民共和国」の建国を宣言した。しかし、ロシア・ソビエト政権はこれを認めず赤軍を派遣し、以後 4 年間にわたるウクライナ・ソビエト戦争に突入、キエフを放逐されたラーダ政府はドイツと結び抵抗するも、1921 年リガ平和条約により、ウクライナ人民共和国の領土はポーランドとソ連に分割・解体された。一方、ロシア・ソビエト政府の支援の下、

【年表】

BC 6 世紀	黒海北岸にスキタイ人国家成立
BC 260 年	サルマート人の侵入
AD 4 世紀	フン族の侵入
4～6 世紀	スラブ民族が中欧から東方に拡大
8 世紀	キエフ・ルーシの成立
988 年	ウラジミール公ギリシャ正教を国教とする
1037 年	聖ソフィア寺院建立
1240 年	モンゴル軍キエフ攻略
1340 年	ポーランドが東ガリツィア地方を占領
1362 年	リトアニアがキエフを占領 (以後、ポーランド及びリトアニアによる占領が続く)
1550 年頃	ヴィシネヴェツキがドニブル川下流にコサックの本営を建設
1648 年	ボフダン・フメリニツキーの蜂起 (ポーランドからの独立戦争)
1654 年	ペレヤスラフ協定
1667 年	アンドルソフ講和 ドニブル川左岸・キエフ→ロシア領に
1709 年	ポルタヴァの戦い（ロシアからの独立戦争）
1764 年	ロシアによるウクライナ自治の廃止
1783 年	ロシアによるクリミア・ハン国の併合
1853 年	クリミア戦争
1914 年	第 1 次世界大戦（～1917）
1917 年	ウクライナ人民共和国（中央ラーダ）政権成立
1917-21 年	ウクライナ・ソビエト戦争
1922 年	ソビエト社会主義共和国連邦（ソ連邦）成立
1932 年	農業集団化による大飢饉（ホロドモール）
1939 年	第 2 次世界大戦（～1945）
1941 年	独ソ戦開始 独によるウクライナ占領（～1944）
1954 年	ウクライナ併合 300 年を記念してクリミアをウクライナ領に編入
1986 年	チェルノブイリ原発事故（4/26）
1991 年	ウクライナ独立宣言（8/24） ウクライナ独立に関する国民投票（12/1）
1991 年 12 月	ソ連邦崩壊、C I S 創設
1996 年 6 月	憲法制定
1996 年 9 月	通貨フリヴニャ導入
2004 年 12 月	オレンジ革命
2013-14 年	マイダン革命（尊厳の革命）

1919 年第 3 回全ウクライナ・ソビエト大会でウクライナ社会主義共和国が成立、1922 年 12 月、ソ連邦の構成共和国となった。また、クリミアにおいても、1917 年、クリミア・タタール人を中心とする世俗国家「クリミア人民共和国」の建国が宣言されたが、1918 年にロシア・ソビエト政府により占領され滅亡した。

5 ソ連邦時代

ソ連邦下で 1929 年から始まった農業集団化により、ウクライナでは数百万人の餓死者が出た（ホロドモール。今日、ウクライナ、米国、カナダをはじめ、複数の国でソ連政権による大虐殺と認定されている）。第二次世界大戦では独軍がウクライナの大半を占領、右を契機としてドニプロ川西岸では一時期独立の動きもあったが、結局ソ連軍が再度ウクライナを奪回し独立はならなかった。第二次世界大戦の結果、ガリツィア地方、ベッサラビア地方、北ブコビナ地方が新たにウクライナ（ソ連）の領土に編入された。

1944 年、ソ連政権によりクリミア・タタール人が独軍に協力したとの嫌疑をかけられ、民族全体がクリミア半島からウズベク・ソビエト社会主義共和国に追放され、その過程で民族全体の約半数が死亡した。1989 年、クリミア・タタール人のクリミアへの帰還が認められた。

1945 年、ソ連邦の構成共和国でありながら国連に原加盟国として参加。フルシチョフ時代の 1954 年にはロシア・ウクライナ併合 300 周年を記念し、法的手続きを経てクリミア半島がロシアからウクライナに帰属替えされた。ソ連時代、ウクライナはロシアに次ぐ第二の共和国として経済的・人材的にソ連邦を支えた。歴代共産党書記長の中でも、ブレジネフはドニプロジェルジンスク（現ドニエプロペトロウスク州）生まれ、フルシチョフ、チェルネンコはウクライナでキャリアを重ねた。

1986 年 4 月 26 日にチェルノブイリ原発事故が勃発、ウクライナ共和国内にも大きな被害を与えた（Ⅲ-9 参照）。

ペレストロイカの機運の中、1990 年 7 月 16 日に共和国主権宣言。1991 年 8 月のモスクワにおけるクーデター失敗後、同月 24 日に独立を宣言し国名を現在の「ウクライナ」に変更した。同年 12 月 1 日に独立に関する国民投票を行い、90%以上の圧倒的多数が独立を支持し、同時にクラウチューク最高会議議長が初代大統領として選出された。12 月 3 日ロシア共和国が独立を承認するに至って同国の独立（ソ連邦からの離脱）は決定的になり、更に、旧ソ連諸国からなる独立国家共同体（CIS）の誕生、ソ連邦解体に伴い、12 月末にウクライナは名実ともに独立国となった。

6 独立後のウクライナ

独立後のウクライナは、連邦分業体制の崩壊による原材料供給不足、エネルギー価格の国際価格化があらゆる分野の生産を直撃し、生産の低下、インフレの急進、対外債務の累積をもたらした。1994 年 6 月の大統領選挙において、元首相であったクチマ候補はロシアとの経済面での統合強化を訴え、独立の強化を訴えたクラウチューク大統領を決選投票の結果僅差で破って第 2 代大統領となった。

クチマ大統領は経済改革を第一の課題に掲げ、議会の共産・社会主義勢力を経済改革の障害として批判した。また、新憲法の草案審議が開始され、新憲法は 1996 年 6 月 28 日に最高会議において採択され、同日付で施行された。また、同年 9 月 2 日には、それまでの暫定通貨カルボーバネツに代わり、新通貨フリヴニャ（hryvnia）が導入された。

2004 年 10 月から 12 月にかけて、独立宣言以来第 4 回目となる大統領選挙が実施された。11 月の決選投票後には不正選挙に抗議する大規模集会・デモが首都キエフで盛り上がり、12 月にやり直し決選投票が行われた。やり直し投票ではユーシチェンコ「我々のウクライナ」代表（元首相）が当選し、第 3 代大統領となった。この一連の出来事は「オレンジ革命」と命名され、世界の注目を浴びた。

Ⅲ. 内外政

- 独 立： 1991 年 8 月 24 日
- 政 体： 共和制、元首は大統領（任期 5 年）
- 議 会： 一院制のウクライナ最高会議（議席数 450、任期 5 年）

○大 統 領: ペトロ・ポロシェンコ (2014 年 6 月～)

○最高会議議長: ヴォロディミル・フロイスマン (2014 年 12 月～)

○首 相: アルセニー・ヤツェニューク (2014 年 2 月～)

○外 相: パウロ・クリムキン (2014 年 6 月～)

1 内政概況

【2004 年:大統領選挙とオレンジ革命】

2004 年 10 月, 独立宣言以来 4 回目となる大統領選挙が行われ, 世論調査で支持率第一位のユーシチェンコ・野党「我々のウクライナ」代表と, 最高会議多数が支持するヤヌコーヴィチ首相を中心に選挙戦が繰り広げられた。政権側は行政権とマスコミの利用によって首相に強く肩入れし, ロシアも露骨に選挙干渉した。ユーシチェンコ側はこれに反発, 政治情勢は緊迫した。

10 月 31 日の第一回投票ではユーシチェンコ代表の得票がヤヌコーヴィチ首相の得票を僅差で上回りつつも, 過半数には至らず, 11 月 21 日に決選投票が実施された。決選投票の結果中央選管はヤヌコーヴィチ首相の当選を発表したが, 票数が操作されたとする野党側が大規模抗議集会を組織し, 首都キエフには政権側に抗議する数十万の国民が集まる等, 情勢が流動化した。全国にわたる混乱の中, 両者の闘争は法廷及び最高会議に持ち込まれ, その結果最高裁判所は決選投票の無効化・決選投票のやり直しを決定, 最高会議はヤヌコーヴィチ内閣不信任案を可決した。

この過程でポーランド, EU, ロシアをはじめとする国際的仲裁の試みが続けられ, 結局 12 月 8 日, 政権側が従来から提案してきた憲法改正案と, 野党側が主張する選挙法改正案等が最高会議でパッケージ採択されることで妥結が図られた(同憲法改正案は大統領の閣僚任免権等を最高会議に移行させることを骨子としており, 改正憲法は 2006 年 1 月 1 日に施行)。

大統領選挙のやり直し決選投票は 12 月 26 日に実施され, ユーシチェンコ代表が約 8%の差でヤヌコーヴィチ首相を破って当選, 翌 2005 年 1 月 23 日の大統領就任式をもってユーシチェンコ新政権が発足した。

【2005 年:第一次ティモシェンコ内閣】

2 月 4 日にはオレンジ革命で活躍したティモシェ

<歴代大統領及び首相>

大 統 領	首 相	外 相
L. クラウチューク 1991・12～1994・7	V. フォーキン 1991・12～1992・10	A. ズレンコ 1990・7～1994・8
	L. ク チ マ 1992・10～1993・9	
	Y. ズヴァヒルスキー代行 1993・9～1994・6	
L. ク チ マ 1994・7～2005・1	V. マ ソ ル 1994・6～1995・4	H. ウドヴェンコ 1994・8～1998・4
	Ye. マルチューク 1995・6～1996・5	
	P. ラザレンコ 1996・5～1997・7	
	V. プストヴォイテンコ 1997・7～1999・12	
	V. ユーシチェンコ 1999・12～2001・4	B. タラシューク 1998・4～2000・10
	A. キナフ 2001・5～2002・11	A. ズレンコ 2000・10～2003・9
	V. ヤヌコーヴィチ 2002・11～2005・1	
		K. フリシチェンコ 2003・9～2005・2
V. ユーシチェンコ 2005・1～2010・2	Y. ティモシェンコ 2005・2～2005・9	B. タラシューク 2005・2～2007・1
	Y. エハヌーロフ 2005・9～2006・8	
	V. ヤヌコーヴィチ 2006・8～2007・12	A. ヤツェニューク 2007・03～12
	Y. ティモシェンコ 2007・12～2010・3	V. オフリズコ 2007・12～2009・3
V. ヤヌコーヴィチ 2010・2～2014・2	M. アザーロフ 2010・3～2014・1	P. ポロシェンコ 2009・10～2010・3
		K. フリシチェンコ 2010・3～2012・12
O. トウルチーノフ 代行 2014・2～6	A. ヤツェニューク 2014・2～	L. コジャーラ 2012・12～2014・1
		A. デシチーツァ代行 2014・2～2014・6
P. ポロシェンコ 2014・6～		P. クリムキン 2014・6～

ンコ最高会議議員が首相に任命された。同首相は汚職の一掃、組織犯罪との闘い、行政改革等を主要な政策目標に掲げ、言論の自由は急速に進展、旧政権の汚職のシンボルとなっていた製鉄所「クリヴォリジュスターリ」民営化やり直しの筋道をつけることに成功した。しかし閣僚等の間の不和により行政が混乱した他、モノ不足やガソリン・石油価格の急激な上昇も発生、同首相の政策は「社会主義的な行政管理手法」と非難された。

9月、ジンチェンコ大統領官房長官が辞任を表明し、一部政府高官の汚職と縁故人事を強く非難したことにより政権内の不和は一気に表面化した。ユーシチェンコ大統領は調整を試みたが失敗し、ティモシェンコ首相以下全閣僚と、非難の主な対象となったポロシェンコ国家安全保障国防会議書記を解任した。

【エハヌーロフ内閣】

後継のエハヌーロフ内閣の最高会議における承認手続きは難航し、ユーシチェンコ大統領は同内閣の承認を得るため野党「地域党」党首のヤヌコーヴィチ元首相と妥協し、政治協定を締結せざるを得なかった。これが大統領支持層の一部に失望感を与える結果になったほか、ユーシチェンコ大統領とティモシェンコ前首相の決裂をさらに強めた。

【2006年：最高会議選挙】

2006年1月1日には、閣僚任免権を大統領から議会に移行させることを骨子とする改正憲法が施行された。このような状況下で3月に実施された議会選挙(政党別完全比例制)では、地域党が30%以上の得票を得て第1党となり、続いてブロック「ユーリヤ・ティモシェンコ」(BYT)、「我々のウクライナ」、社会党及び共産党が議会に議席を確保した。

与党連合結成交渉は難航し、選挙後約3ヶ月を経た同年6月、ようやくBYT、「我々のウクライナ」及び社会党による「オレンジ与党連合」の結成が発表された。しかし、これら3党がポスト配分を合意できなかったことから社会党が離脱し、7月6日、最高会議においてモロズ社会党党首が最高会議議長に選出されるとともに、同月18日に地域党、社会党及び共産党による「危機対応のための与党連合」が正式に結成された。同与党連合は、ヤヌコーヴィチ地域党党首を首相候補として大統領に提案した。

ユーシチェンコ大統領は同首相候補に難色を示していたが、地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」からなる将来の「広い」与党連合結成に関する政治合意、並びに各政治勢力間の政策合意である国民統合の「布令(Universal)」が締結されたことから、大統領は同党首を首相候補として最高会議に正式に提案し、8月4日に同党首が首相に選出され、上記4党の間でポストが配分された閣僚会議(内閣)が結成された。

【第2次ヤヌコーヴィチ内閣】

新たに就任したヤヌコーヴィチ首相は、それまでの「外交は大統領、経済は首相」という仕切りを超えて徐々に大統領の権限に挑戦するようになり、両者の間で権限を巡る闘争が始まった。

9月に地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」による「広い」与党連合結成交渉が再開されたが、10月初めに決裂、「我々のウクライナ」は正式に野党となり、「我々のウクライナ」枠の閣僚が次々と解任された。また、2007年1月には大統領権限を大幅に削減する「閣僚会議に関する法律」が、野党であるBYTの支持を受け大統領の拒否を覆して採択されるなど、大統領との権限争いは首相側に優位に進んだ。更に2月、大統領はオフリズコ第一外務次官を外相候補として2度最高会議に提案したが、与党連合は同提案を否決し、3月に両政治勢力の妥協の末ヤツェニウク大統領官房副長官(前経済相)が外相に就任した。

【2007年：最高会議の解散をめぐる動き】

3月末、最高会議において、11名の「我々のウクライナ」及びBYT所属議員が与党連合に合流した旨発表されると、ユーシチェンコ大統領は右が憲法違反であるとして最高会議の解散と期限前選挙の実施に関する大統領令を発出。与党連合側は、同大統領令は違憲として憲法裁判所の判断を要請。また閣僚会議は選挙実施のための国家予算拠出を拒否するなどして対抗したため大統領と首相の対立は尖鋭化したが、5月27日、ユーシチェンコ大統領、ヤヌコーヴィチ首相及びモロズ最高会議議長の三者間で9月30日の期限前最高会議選挙実施が合意された。

【第2次ティモシェンコ内閣】

9月30日に行われた期限前最高会議選挙の結果、第一党の座は地域党が維持したものの与党連合は結成できず、11月28日、合計して過半数をわずかに超えるBYTと「我々のウクライナ・国民自衛」(NUNS)が「オレンジ与党連合」を結成した。12月4日にヤツェニューク最高会議議長が、18日にティモシェンコ首相がそれぞれ任命され、両政治勢力から成る新内閣が組閣された。新内閣では、経済相、財務相等の経済分野の閣僚をBYTが、内相、国防相、教育科学相等の治安機関、人文分野の閣僚をNUNSがそれぞれ占めた。

【2008年】

6月、2名のBYT及びNUNS所属議員が与党連合からの離脱を宣言し、与党連合は実質的に過半数を割ることとなった。地域党は与党連合の崩壊を公式に宣言するよう求めたが、与党連合の存続につき結論が得られないまま第2会期は7月に散会した。9月2日、第3会期召集と同時にBYT、地域党、共産党及び一部のNUNS所属議員が大統領の権限を削減する法案を採択し、同日夜NUNSは与党連合からの脱退を決定した。16日、ヤツェニューク議長は「オレンジ与党連合」の崩壊を正式に宣言し、続く10月8日、ユーシチェンコ大統領は最高会議の解散と期限前選挙を宣言した。しかしその後選挙の見通しが立たず、ユーシチェンコ大統領は解散・総選挙を撤回。ヤツェニューク最高会議議長が辞任した後、12月にはリトヴィン・ブロック「リトヴィン」代表が最高会議議長に選出され、BYTとNUNSにブロック「リトヴィン」が加わる形で「オレンジ与党連合」が再興した。

【2009年】

2009年になると大統領選挙に向けた活動が開始され、4月、最高会議は10月25日の大統領選挙実施を決定するも、5月、憲法裁判所は右を違憲と判断。6月にはBYTと地域党の間で憲法改正案が策定され、共産党以外の議会内勢力を包括するような「広い与党連合」結成が合意されかけたが、妥協直前になってヤヌコーヴィチ地域党党首が交渉からの離脱を宣言。その後6月、最高会議は2010年1月17日の大統領選挙実施を決議した。

【2010年：ヤヌコーヴィチ大統領就任、アザーロフ内閣の成立】

2010年1月17日に大統領選挙一時投票が実施され、ヤヌコーヴィチ地域党党首(35.32%)及びティモシェンコ首相(25.05%)の上位2名が決選投票にすすみ、2月7日に行われた二次投票の結果ヤヌコーヴィチ地域党党首(48.95%)が3.5%差でティモシェンコ首相を破って勝利した。ティモシェンコ首相側が選挙に不服を申し立てるも、2月25日には大統領就任式が実施された。

3月2日には、期日までに与党連合加盟議員の署名が提出されなかったとしてリトヴィン最高会議議長が与党連合の不在を宣言し、翌3日にはティモシェンコ内閣不信任案が最高会議で可決された。9日、最高会議の規則に関する法律が採択され、個別議員の与党連合加盟が可能となり、11日、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」及び数名の議員からなる与党連合が結成され、同日アザーロフ内閣が組閣・承認された。

10月1日には、憲法裁判所によって2004年憲法の無効が発表され、1996年の憲法が復活したことに伴い、与党連合という概念が消滅したが、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」は最高会議過半数となる連立を再度結成する旨の合意に署名した。また、12月9日には、ヤヌコーヴィチ大統領は行政改革に関する大統領令を発出し、各中央省庁の再編・統合を行い、閣僚の数をそれまでの27名から18名に削減した。

【2011年】

2011年2月1日、最高会議は憲法改正案を採択し、最高会議及び地方議会議員の任期を5年に再延長すると共に、次回最高会議選挙を2012年10月に、次回大統領選挙を2015年3月に実施する旨の移行規定を追加した。また、11月17日、最高会議は、選挙システムの完全比例代表制から小選挙区・比例代表区混合システムへの変更、比例代表区における議席獲得のための足切りラインの3%から5%への変更等を骨子とした新たな最高会議選挙法を採択した。

一方、2010年後半より開始された前政権閣僚に対する刑事訴追に関し、野党勢力はこれを法執行機

関の政治利用として政府に対する批判を強めた。特に、2011年6月に開始された2009年対露ガス契約の際の権限逸脱の疑いによるティモシェンコ前首相に対する刑事訴追による裁判に関しては、8月5日の裁判審議妨害による同前首相の逮捕、10月11日の懲役7年・公職禁止3年の第一審判決、12月23日の原判決を支持する第二審判決等に伴い、欧米諸国から同裁判プロセスに対する懸念表明が相次いで発せられた。

【2012年：最高会議選挙】

2012年に入っても前政権閣僚の裁判プロセスが継続し、2月28日にルツェンコ元内相に対して懲役4年後等の有罪判決が下された他、4月19日にはティモシェンコ前首相に対して、同前首相が代表を務めていた企業に関連した新たな公判が開始された。同時に、10月の最高会議選挙に向け、4月24日、野党「祖国（バチキフシチナ）」党（ティモシェンコ党首）と「変化の前線」党（ヤツェニューク党首）は統一野党として共同戦線を張ることを宣言した。一方、7月3日、地域党はロシア語等の地位向上につながるとされる「国家の言語政策の基本方針に関する」法律を強行採択し、国内外から強い批判の声があがった。

10月28日に比例区・小選挙区並立制で実施された最高会議選挙では、地域党、統合野党「バチキフシチナ」、共産党の他、「ウダール」党及び「スヴォボーダ」党の2野党が新たに議席を獲得した。12日、共産党及び無所属議員の協力を得て過半数を維持した地域党は、アザーロフ首相再任及びルィバク最高会議選出決議案を可決。ヤヌコーヴィチ大統領は内閣改造を行い、コジャーラ外相等が新たに任命された。

【2013～14年：マイダン革命（尊厳の革命）及びクリミア・ドンバス問題】

一方、2013年に入り、前年の最高会議選挙で当選した野党及び無所属議員の議員資格が裁判所の決定によって剥奪される事例が相次ぐ等、民主主義状況の悪化が顕著となった。こういった状況下で、政府が11月にEUとの連合協定の交渉プロセスの停止を決定したことに端を発し、政権の汚職等に反対する市民による大規模反政府デモが発生し、特に2014年2月18日から20日にかけては100名以上の死者を出す大規模衝突に発展した。2月21日、ヤヌコーヴィチ大統領は野党指導者と政治危機解決に向けた合意文書に署名したものの、その後行方不明となったため、最高会議における承認を経て、トゥルチーノフ祖国（バチキフシチナ）党副党首を最高会議議長兼大統領代行、ヤツェニューク祖国党会派長を首相とする新政権が発足した。その後ヤヌコーヴィチ大統領がロシアに逃亡したことが確認された。一方、政権交代後の3月16日、ウクライナ南部のクリミア自治共和国において、自称「共和国政府」が違法に実施し、多数の不正が確認された「住民投票」にてロシアへの「編入」賛成が大多数を占めた旨発表し、同結果を根拠にロシアはクリミアを違法に「併合」した。ウクライナ政府は、同出来事をロシアによる武力による違法占拠とし承認しない立場を発表している。その後、東部でもロシアから武器・人員の支援を受ける武装勢力等が各自治体を占拠し情勢が不安定化し、ウクライナ政府は事態解決に向け反テロ作戦を開始した。他方、5月25日、繰り上げ大統領選挙が実施され、6月7日、ポロシェンコ元経済発展・貿易相が大統領に就任した他、10月27日に繰り上げ最高会議選挙が実施され、12月2日、第2次ヤツェニューク内閣が組閣された。

2 外政概況

ウクライナは180か国と外交関係を樹立しており、世界に84大使館、9国際機関代表部を有している。また、ウクライナには76の各国大使館（実館）が開設されている（2015年5月現在）。

（1）基本方針

ヤヌコーヴィチ前大統領は、欧州統合路線を維持しつつも、対ロシア関係の修復につとめていた。一方、2014年の新政府発足及び同年6月のポロシェンコ大統領就任以降、欧州統合路線主体の外政方針に転換しEU連合協定署名が実現した一方、クリミア「併合」及び東部での戦闘によりロシアとの関係は急激に悪化した。2015年1月、国内法で「非同盟」地位の無効化を決定した。

（2）対EU関係・対米関係

ウクライナは独立以降、一貫して欧州統合を最優先事項に掲げ、対EU関係・対米関係の拡大・深化

に努めており、2002年5月に発表された大統領教書「欧州の選択」では、まずEU準加盟の地位を獲得し、その後2011年までにEUに加盟することを具体的目標とした。2009年5月には、ウクライナは、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、モルドバ、ベラルーシと共に、EU「東方パートナーシップ・イニシアティブ」の対象国となり、連合協定締結に向けた交渉が進められてきた。一方、ヤヌコーヴィチ政権下では、2012年3月に連合協定の仮署名が行われたものの、ウクライナ国内による民主主義状況の悪化及び改革の遅れ等により、欧米との関係は停滞した。このような状況下で、2013年11月のビリニウスでの東方パートナーシップ首脳会合の直前に政府がEUとの連合協定の署名プロセスの停止を発表したことが契機となり、大規模反政府運動・マイダン革命（尊厳の革命）を経た政権交代に発展した。その後、新政府発足直後の2014年3月（政治部分）及びポロシェンコ大統領就任直後の2014年6月（経済部分）に連合協定の署名が実現、クリミア「併合」及びドンバスでの戦闘を巡る情勢は困難な状況が継続するも、国際社会の支援を受けて連合協定履行に向けた各分野での国内改革が進行しており、同時に対EU関係・対米関係は着実に強化されている。

(3) 対ロシア・CIS関係

対ロシア関係に関しては、2010年2月発足のヤヌコーヴィチ政権は、露黒海艦隊駐留の2042年までの延長及びガス価格の割引に関するパッケージ合意（所謂ハルキウ合意）に署名し、ユーシチェンコ前大統領時代に悪化した二国間関係改善に努めるも、2000年代の度重なる「ガス紛争」後も継続するガス問題や関税同盟との関係等を巡りロシアとの関係は複雑なままであった。その後、マイダン革命（尊厳の革命）後の2014年のクリミアが「併合」されドンバスでの状況が悪化して以降、対ロシア関係は急激に悪化している。2014年6月に就任したポロシェンコ大統領は、クリミア問題に取り組むと共にドンバスの平和的解決に向けた取り組みを継続した。一方、同7月に298名の民間人死者を出したマレーシア航空機撃墜事件が発生し、同8月後半以降は戦闘におけるロシア軍部隊の直接参加が指摘されるようになる等、ドンバスの状況は困難な状況が継続した。これらを受け、同9月に三者コンタクトグループ（ウクライナ、ロシア、OSCE）及び武装勢力代表により状況解決に向けたミンスク議定書及び同覚書（所謂ミンスク合意）が署名された。その後、数次に亘り停戦が宣言されるも、武装集団側は戦闘を継続し支配地域を拡大していった。2015年2月、三者コンタクトグループ（ウクライナ、ロシア、OSCE）及び武装勢力代表により「ミンスク合意履行のための方策パッケージ」が署名された。ウクライナ政府は、ノルマンディー・フォーマット（ウクライナ、独、仏、ロシア）での対話を継続すると共に、ロシアを侵略国と認定し制裁を科す決議・法律を採択、ドンバス地方一部地域をクリミア自治共和国同様にロシアによる被占領地と認定する等の対応を採っている。

CISに関しては、ウクライナは1991年のソ連邦崩壊とCIS設立に際して重要な役割を演じたが、CISの正規加盟国ではなくCIS憲章にも署名していない。ウクライナはCISが超国家的機構となることには反対するとの観点からCIS加盟国からなる軍事同盟や経済・関税同盟には参加しておらず、各加盟国との間で二国間ベースでの経済・軍事協力を行っている。また、CIS共同防空システム設置、CIS経済裁判所への財政支出等、CIS内の統合を強める動きには加わらない方針を示している。

GUAM（ウクライナに事務局所在。ウクライナ・ジョージア・アゼルバイジャン・モルドバが加盟）に関しては、加盟国以外の国・機関との関係でも、米国、ポーランド、EU等との協力が進められており（「GUAM+」）、日本との間でも、2007年において初の「GUAM+日本」会合が開催された。「GUAM+日本」会合は、現在まで4回に亘って開催されており、観光振興、防災、保健等の分野で「GUAM+日本」の枠組みによる協力が行われている。

3 ウクライナ憲法

1996年6月28日に最高会議にて採択・施行された現行のウクライナ憲法は、ウクライナは共和国であると規定し、立法府（一院制の最高会議）、行政府（閣僚会議）、司法府（裁判所）の三権分立を明記している。また、国家元首たるウクライナ大統領は、国家主権、ウクライナの領土一体性、ウクライナ憲法の遵守、国民の権利と自由の保証人であるとされる。その他の特色として、クリミア自治共和国について

1 章を設け、国語をウクライナ語と規定しているほか、チェルノブイリ事故の後遺症克服についての規定がある。

2004 年 12 月、閣僚任免権者の変更や与党連合の役割強化を中心に重要な変更が加えられ、2006 年 1 月に改正憲法が施行。2010 年 10 月、憲法裁判所は採択過程で違反があったとして 2004 年の改正憲法を無効と判断し 1996 年の憲法が復活したが、マイダン革命(尊厳の革命)による政権交代後の 2014 年 2 月、2010 年の憲法裁判所判断を無効とする旨の法案が最高会議で採択され 2004 年の改正憲法が復活。

4 大統領

憲法の規定により、大統領は、元首として国家を代表し、国家主権、領土一体性、憲法、国民の権利及び自由を擁護する義務を負う。国民の直接選挙により選ばれ任期は 5 年で、2 期までの再選が可能である(憲法第 102-103 条)。大統領は、首相候補及び外相・国防相候補を最高会議に推薦する。この際、外相候補及び国防相候補については大統領が最高会議に直接推薦を行うことができるが、首相候補の推薦は与党連合の提案を受けて行わなくてはならない(同第 106 条)。なお、ウクライナ大統領は国家安全保障国防会議を主宰する(同 107 条)。大統領の権限は国家元首の地位に伴う象徴的職務、国家安全保障国防会議の主宰、法案拒否権等を有する他、職務執行のため大統領令及び決定を発出することができる(同第 106 条)。

なお、大統領が欠けた場合の代行は最高会議議長が務めることとなっている(同第 112 条)。

5 首相・閣僚会議(内閣)

閣僚会議は国の最高執行機関とされ、大統領及び最高会議に対して責任を負い、かつ最高会議により監督される(憲法第 113 条)。首相のほかに第一副首相 1 名、副首相 3 名及び各省大臣にて構成される。首相は与党連合による提案と大統領による提示のプロセスを経て最高会議により任命され、外相及び国防相は大統領の推薦に基づき最高会議が任命を行う。その他の閣僚は、首相の推薦により最高会議が任命する(同第 114 条)。

また、最高会議の任期満了に伴う解散、首相の辞任及び最高会議における不信任案可決の際には、閣僚会議は総辞職する。ただし、旧閣僚会議は新閣僚会議が活動を開始するまでは権限の行使を継続する(同第 115 条)。なお閣僚会議は、憲法に基づいて最高会議の監督を受けることとされている(同第 85 条)。

6 ウクライナ最高会議(議会)

立法府は一院制であり、ウクライナ最高会議(ヴェルホーヴナ・ラーダ)と呼ばれる。議席数は 450(過半数 226)、任期は 5 年である。

議会の審議制度は、読会制を採用している。読会は本会議と同じく全議員で構成されており、政府又は議会内委員会から提出された法案、予算案等は、第一から第三までの 3 つの読会を経て、最終的に本会議で可決される。採決は過半数が原則であるが、憲法の改正等、憲法に特別な規定のある場合には 3 分の 2 以上が必要である。議会で採決された法案は大統領の署名に回され、ここで大統領は署名を拒否する権利を有する。署名を拒否された法案は議会に差し戻され、議会がこれを再度 3 分の 2 以上の多数で可決した場合、大統領は法案への署名を拒否できない。なお再可決できなかった法案について、修正した上で再び議会の過半数で採択することは可能であるが、その場合、大統領は新たな法案と同様に署名を拒否できる。

最高会議は、大統領の推薦を受けて首相及び外相・国防相を任命し、首相の推薦を受けてその他の閣僚を任命する。また、最高会議議員の過半数以上の議員をもって結成される「議員会派連合」(与党連合)は、大統領に首相候補を提案する権利を有している。最高会議が閣僚会議の不信任案を可決した場合、閣僚会議は総辞職する。

7 選挙制度

ウクライナ憲法により、選挙権は 18 才以上、被選挙権は 25 才以上の国民に与えられている。

(1) 最高会議選挙

最高会議議員の任期満了に伴う総選挙は、任期 5 年目 3 月の最終日曜日に実施すると定められている。2005 年 10 月に改正選挙法が発効し、従来の小選挙区・比例代表併用から完全な比例代表制となった（各政党の足きりラインは 3%）が、2011 年 11 月の選挙法改正によって小選挙区・比例代表併用（各政党の足きりラインは 5%）に再度変更された。

(2) 大統領選挙

大統領は国民の直接選挙により、任期 5 年で選出される。任期満了に伴う選挙は、任期 5 年目の 3 月の最終日曜日に実施すると規定されている。大統領選挙の当選のためには、全投票者数の過半数の得票が必要である。いずれの候補者も過半数を獲得しなかった場合は上位 2 名の候補者による決選投票が実施され、より多くの票を獲得した候補者が当選する（過半数は必要とされない）。

8 地方制度

ウクライナは 27 の行政区、すなわち、1 つの自治共和国（クリミア）、24 の州、及び 2 つの特別市（キエフ、セヴァストープリ）から構成されている。

州知事（州国家行政機関の長）は大統領が任命する。また、市長（セヴァストープリ市を除く）、州及び市町村議会議員、市町村議会議長（セヴァストープリ市を除く）は住民の直接選挙によって選ばれる。

キエフ市とセヴァストープリ市の行政については特別の法律によって定められると憲法は規定している。両市においては大統領の任命する行政長官が市政を司っていたが、キエフ市については 99 年 2 月に「英雄都市キエフに関する法律」が最高会議で採択され、同 5 月、同法に基づく初のキエフ市長選挙が行われた。

9 チェルノブイリ問題

(1) 爆発事故

1986 年 4 月 26 日、ウクライナの首都キエフ市北方約 110 キロにあるチェルノブイリ原発において、電源テスト中であった 4 号炉（1983 年運転開始）が爆発、192 トンの核燃料のうち 4% が大気中に放出され、広島型原爆 500 発分の放射性物質（5 千万キュリー）が広がった。この事故による放射性物質汚染は、広島・長崎に落とされた原爆による放射性物質汚染の 200 倍に及んだ。これにより、ウクライナでは肥沃な農地、森林を含む 5 万平方キロメートルの国土（全国土の 8%）が放射性物質によって汚染され失われた。事故の原因としては、原子炉の設計上の問題と人的ミスの双方が挙げられている。

爆発後、60 万名の「事故処理作業員」（ウクライナ、ロシア及びベラルーシの消防士、警察官及び専門家。うちウクライナより 31 万名）が同原発及び近隣地域において緊急救援活動に従事した。

(2) 住民の避難

事故後数日間で、9.2 万名（同原発従業員の殆どが居住するプリピャチ市の全住民 4.9 万人を含む）及び近隣市町村の住民数千名が安全地域へ避難した。更に数ヶ月間に亘り、5.2 万世帯家族、総計 16.5 万名が強制移住の対象となった。チェルノブイリ原発従業員の殆どは原発に程近いプリピャチ市に居住していたため、彼らの新たな居住地としてチェルノブイリ原発北東 50 km にスラヴーティチ市が建設された。なお、チェルノブイリ原発周辺 30km は 29 年以上が経過した現在も立ち入り禁止区域となっている。

(3) 健康被害

放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）2008 年報告書によれば、事故後、134 名が急性放射線症候群と診断され、そのうち 28 名が被曝を直接原因として 4 ヶ月以内に死亡した。また、事故後処理作業員の間で心臓血管及び脳血管疾患が増加したとの指摘があるものの、その原因を特定することは難しく、急性放射線症候群以外でチェルノブイリ原発事故による放射線が直接の原因と認定されている疾病

は小児甲状腺がんのみである。

(4) チェルノブイリ・シェルター建設プロジェクト

事故後6ヶ月間で、4号炉全体をコンクリートで覆う建造物(石棺)が建設された。現在は老朽化しているため、これをアーチ型の新シェルター(幅257m、高さ108m、奥行き150m、耐用年数100年)で覆う計画が進んでいる。1997年、G7のイニシアチブにより、EBRD(欧州復興開発銀行)に「チェルノブイリ・シェルター基金」が発足。国際社会の積極的な支援により、2012年4月、新シェルターの建設が開始された(2007年9月、新シェルターの建設にかかる契約がチェルノブイリ原発と仏系企業体「Novarka」との間に締結)。新シェルターの完成は2015年秋の予定であったが、2017年末までずれ込む見通し。建設に掛かる経費総額は20億ユーロを超えると見積もられている。

IV. 経 済

1 ウクライナ経済の基盤

ソ連時代のウクライナは、連邦内の分業体制の中で、鉄鋼、造船、航空宇宙産業等の軍需産業、穀物生産を担っていた。右産業ストックは独立後のウクライナ経済成長を推進する上でも重要な役割を果たし続けている。特に、鉄鋼分野は輸出額も大きく、重要な産業となっている。また、豊富な黒土(チェルノーゼム)に恵まれ、伝統的に「欧州のパンかご」とも称されるなど、農業は重点的産業のひとつ。

2 ウクライナ経済の略史

(1) 1991年8月の独立後～1998年

1991年8月の独立後、価格及び貿易の自由化に代表されるショック療法が実施された結果、ハイパーインフレが引き起こされた。1993年から1994年にかけて、更なる価格の自由化政策、公定歩合引き上げ政策等のマクロ経済安定化政策が実施されたが、他方で政府歳出は増大し、財政赤字は拡大した。ロシアから輸入するエネルギーの価格の高騰の影響もあり、インフレの収束は困難を極め、代わりにバーター取引が盛んに行われる等、経済的混乱が続いた。またソ連時代に共和国間分業が進んでいたため、独立により諸共和国間の産業連関が途切れたことが大きな原因となり工業生産も著しく落ち込んだ。

1994年7月に選出されたクチマ大統領は、IMFの融資とガイドライン、世銀の経済支援等を背景に、①財務省の中央銀行からの大規模借入の廃止、②国有企業等への各種補助金の廃止、③価格の自由化の推進、④為替レートの一元化及び外貨市場の自由化、⑤企業の税負担の軽減を主な内容とする経済政策を実施し、インフレを収束させた。1996年8月、ウクライナ政府は10万分の1のデノミを実施し、同年9月に自国通貨の「フリヴニャ」を導入した。

1998年上半期、工業生産高はプラス成長を記録する等、ウクライナ経済は回復の傾向を示しつつあったが、同年8月のロシア金融危機により、外国資本の急激な国外流失が起きたためウクライナ実体経済は深刻な打撃を受けることとなった。

(2) 1999年以降(ユーシチェンコ内閣～キナフ内閣～第一次ヤヌコーヴィチ内閣～第一次ティモシェンコ内閣～エハヌーロフ内閣～第二次ヤヌコーヴィチ内閣)

1999年11月に再選されたクチマ大統領は、同年12月、これまで89あった省庁及び国家委員会を35に再編する大統領令を発し、思い切った行政改革を開始し、幾つかの経済関係省庁も「経済省」に統合された。2000年1月に成立したユーシチェンコ内閣は、就任演説において改革諸制度を整備する為の「100日プログラム」及び同プログラム実施に係る「1000日プログラム」を発表するなど、ラディカルな各種経済改革を推進した。ウクライナは2000年に独立後初めてGDPプラス成長(6.0%)を達成し、以降6年連続のプラス成長を記録した。

2002年11月末に発足したヤヌコーヴィチ内閣においては、議会において新政権多数派が形成されたことを受け、2003年はいくく13%の所得税の導入、民法典、商法典、抵当法、年金法の採択など経済改革に係る重要法案の審議が進められた。2004年においてもウクライナ経済は高い伸びを示し、GDP成長率は12.1%を達成した。

欧米志向を旗印に 2005 年 2 月に発足したティモシェンコ内閣は、汚職追放を含め不公平・不公正な経済活動をなくしていくとの姿勢を打ち出すとともに、最低賃金の引き上げ等社会政策にも配慮していたが、前者については経済特区の廃止により外国企業からの批判にさらされており、また後者についても多大の財政負担を生む原因となりつつあるなど、多くの課題を抱えることとなった。政権内部の軋轢の結果として同年9月に生まれたエハヌーロフ内閣においては特段新たな経済政策が採用されることは見られなかった。2006 年 8 月に成立したヤヌコーヴィチ内閣は国内東部地域の企業家達を有力な支持基盤とし、2005 年に GDP 成長率 2.6%までペースダウンした経済を再度高い成長軌道に押し上げることに務め、2006 年の同成長率は 7.0%まで回復した。

(3) 第二次ティモシェンコ内閣

2007 年 9 月の議会選挙結果を受けて 12 月に成立した第二次ティモシェンコ内閣は、同年のインフレ率が 16.6%もの高水準に達したことを重視し、国民生活安定の観点からインフレ抑制を大きな経済政策目標として掲げた。また、2008 年 5 月には WTO に正式加盟、EU との自由貿易圏交渉を開始するなど、国際経済への統合も着々と進めている。しかし、第二次ティモシェンコ政権下では所得の増加や消費の過熱により進行するインフレ、貿易赤字、対外債務の増加等の経済対策、また民営化、社会インフラの近代化等の課題への対応は先送りされてきた。これらは、2008 年上半期までは好調な輸出、積極的な外資流入等により問題視されなかった。しかし、国際的金融危機がウクライナにも波及、株式市場の低迷、外国資本の流出、また 2008 年後半からは輸出の 40%を占める鉄鋼や化学を中心とした実体経済にも打撃を与えた。このような状況の中、政府は IMF に支援を要請、11 月 6 日、約 164 億ドルのスタンドバイ・ローン合意(2 年)が結ばれたものの、3 回のトランシェを終えた後は大統領選挙を巡る混乱でその後のトランシェは実施されないままに終わった。

(4) アザーロフ内閣

2010 年 2 月に成立したアザーロフ内閣は、2010 年 7 月、IMF と約 149 億米ドルの新たなスタンド・バイ合意を締結し、税法典改正をはじめ、年金改革、ガス部門改革、公共料金の値上げ等の改革に着手。2012 年 6 月、ポーランドとの共催で欧州サッカー選手権を開催したが、これを契機として道路・空港等のインフラ整備が進められ、これが景気の下支えに寄与。しかしながら、同年は主力産業の鉄鋼生産が落ち込み、輸出の減少等から GDP 成長率は 0.2%の低成長に留った。2013 年には鉄鋼、鉄道等のロシア向け輸出の落ち込みを受け、成長率が 0%となった。

(5) マイダン革命以後(第一次・第二次ヤツェニューク内閣)

2014 年のマイダン革命以後の内政の混乱、ロシアによる違法なクリミア「併合」及びウクライナ東部の紛争の長期化は、消費、投資及び生産の低迷、フリヴニャの下落、インフレの加速及び資本流出をもたらし、経済成長はマイナスに転じた(2014 年の GDP 成長率は -6.8%)。対外債務や外貨準備高等の財務状況も危機的水準にあり、ヤツェニューク内閣は、IMF や世界銀行等の国際機関及び日本を含む各ドナー国からの支援を受けつつ、経済改革を進めている。

<主要経済指標>

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
実質 GDP 成長率 (%)	-0.2	5.9	9.1	4.8	9.6	12.1	2.7	7.3
工業生産高 (%)	4.3	12.5	14.2	7.0	15.8	12.5	3.1	6.2
年平均インフレ率 (%)	22.7	28.2	12.0	0.8	5.2	12.4	10.3	11.6
農業総産出高 (%)	-	-	-	1.9	-9.9	19.1	0.4	2.5
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014

実質 GDP 成長率 (%)	7.9	2.1	-14.8	4.1	5.2	0.2	0.0	-6.8
工業生産高 (%)	10.2	-3.1	-21.9	11.0	7.3	-1.8	-4.7	-10.7
年平均インフレ率 (%)	16.6	22.3	12.3	9.1	4.6	-0.2	0.5	24.9
農業総産出高 (%)	-6.5	17.1	0.1	-1.0	17.5	-4.5	13.7	2.8

出典: 国家統計局

3 天然ガス関連

ウクライナはエネルギー資源に乏しく、天然ガスの7割以上をロシアから輸入していた上、ロシアの対欧州ガス供給のトランジットの役割も担っている。そのため、ロシアとの関係においては、天然ガス価格や輸入量等を巡っての争いが絶えず、ウクライナ政府は現在、ロシアとの交渉を継続しつつも、西側諸国からの天然ガスの逆方向輸入など、エネルギー供給源の多角化を進めている。

【2006 年のガス紛争とその後の動き】

2005 年、ユーシチェンコ政権が成立すると、ロシアはウクライナ向け天然ガス供給価格をこれまでの 3 倍に値上げすると提案した。これをウクライナ側が拒否すると、ロシア側は逆に更なる大幅値上げを提案越し、年内の妥結に至らなかった。

2006 年 1 月 1 日、ガスプロムはウクライナ向けガス供給を停止し、その結果、当国を経由する EU 向けロシア産ガスの供給量が低下するという事態を招いた。

1 月 4 日、両国間で合意が達成され、輸入仲介業者としてロスウクルエネルゴ社が独占的にウクライナへのガス輸入仲介を行うなどの新たな供給スキームが構築された。2007 年 12 月に発足したティモシェンコ内閣は、透明性のあるガス供給関係の構築を目指すとして仲介業者の排除に乗り出したが、ロシアとの間で再びガス債務問題が噴出し、交渉は難航した。

2008 年 10 月、ティモシェンコ首相はロシアを訪問し、プーチン首相との間でガス供給及び欧州トランジットに関する長期契約締結につき基本的な合意に達し、政府間メモランダムが署名された。同メモランダムでは、今後 3 年間で段階的な欧州価格への移行、仲介業者の排除、ウクライナによる債務完済等につき言及されている。しかしながら、2009 年の天然ガス価格については明記されておらず、またウクライナによる債務完済も金融危機の影響もあって 12 月末までずれ込んだため、2009 年における供給価格について年内に妥結することができなかった。

【2009 年のガス紛争】

2009 年 1 月 1 日、ロシアはガス供給量を大幅に減少させた。ウクライナは自国のガス貯蔵を国内需要向けに回し、欧州向けトランジットを継続したが、7 日、ロシアはウクライナによる抜き取りを主張して欧州分も含めて完全停止した(ウクライナ側は抜き取りを全面否定)。そのため、一部欧州諸国にガスが届かない状況となり、チェコ EU 議長国を初めとする欧州諸国が仲介努力を開始した。12 日、ガスプロムはガス供給の一部再開を表明するも、ロシアが指定した供給再開ルートをウクライナは国内ガス供給確保の観点から受け入れがたいものであるとして拒否し、ロシア及び一部欧州諸国から強い批判を浴びた。

最終的に、1 月 17 日のモスクワにおける両国首相会談を経て、19 日、今後 10 年間の対ウクライナ・ガス供給契約及び欧州へのガス・トランジット契約が締結された。ウクライナへのガス価格は 450 ドル／千立米を基準価格として四半期毎に変更することとし、2009 年第 1 四半期は 20% 割引の 360 ドルとなった。また、同年のトランジット料金は 1.7 ドル／千立米／100km で据え置かれた。ユーシチェンコ大統領は本件契約がウクライナにとって極めて不利なものであるとして批判している。

就任直後より対露ガス価格交渉を行うと宣言していたヤヌコーヴィチ大統領は、2010 年 4 月、露黒海艦隊の駐留の 25 年延長とガス価格の 30%あるいは 100 ドルの割引を組み合わせたパッケージ合意をロシアと締結した。ただ、この「ハルキウ合意」による割引を考慮しても露天天然ガス価格が高止まりして

いたため、ウクライナは 2009 年 1 月のガス供給契約の見直し、又は右契約の価格算出公式の変更を求めている。

【マイダン革命から現在に至るまでの動き】

2013 年 12 月、ヤヌコーヴィチ政権が EU との連合協定の署名を見送ったことと引き替えに、ロシアはガス価格を 268.5 ドル／千 m³ まで割引。しかし、同連合協定の署名を見送ったことに端を発したマイダン革命を経て、2014 年 4 月 1 日－3 日にかけて、ロシア側は再びガス価格を値上げ(2009 年のガス契約に基づく 485 ドル／千 m³)。2014 年 5 月より、エッティンガー欧州委員会委員(エネルギー担当)の仲裁の下、ロシア－ウクライナ間のガス価格交渉が続けられていたが合意に至らず。同年 6 月 16 日、ガスプロムは、ウクライナ側の債務未払いを理由にガス料金の前払い制を導入し、ウクライナに対するガス供給を停止した(同日、ウクライナ及びロシアは、ストックホルム国際仲裁裁判所に提訴)。

ロシアからのガス供給の停止を受け、冬期(2014 年－2015 年)のウクライナ国内向けガス供給が危ぶまれたが、ウクライナは、欧州からの天然ガスの逆方向輸入を実施するとともに、ロシアとの交渉を継続。2014 年 10 月 31 日、欧州委員会の仲裁により、ナフトガス・ガスプロムの両社は、2015 年 3 月一杯までのガス供給に係る合意(いわゆる「冬期パッケージ」)を締結。これにより、ロシアからの天然ガス供給が再開された。同合意は現時点で 2015 年 6 月末まで延長されており、ガスプロム社の 2015 年第 2 四半期のウクライナの消費者向けガス価格は約 248 ドル／千 m³。

【ナフトガス社の再編及び国内の天然ガス部門の改革】

ウクライナ政府は現在、IMF を始めとする国際機関や、EU 諸国を始めとする国際ドナーの求めに応じ、ナフトガス社の再編及び国内の天然ガス部門の改革を進めている。

2014 年 9 月 10 日には、ナフトガス改革に関する法律が発効。この法律により、ガス輸送システム及び地下ガス貯蔵システムの管理に関し、アメリカ及びヨーロッパの企業との合併会社を設立することが可能となった(上記のガス輸送及び貯蔵システムは国家の所有物であることには変わらないが、賃貸をすることが出来る。また、合併会社における国家の出資割合は 51% を下回っては行けない)。

2015 年 4 月 30 日には、天然ガス市場に関する法律が発効(同年 10 月 1 日以降の適用)。同法律は、EU の第三次エネルギーパッケージに則り、(1)管理者、採掘者及び供給者の分離、(2)政府及び独立の規制当局の役割の明確化、(3)自由な価格設定、を定めたもので、天然ガス市場を透明な形で投資家に開放し、競争を促すことが狙い。ヤツェニューク首相は、同法律の採択により、天然ガス市場の脱オリガルヒ化、脱独占化が果たされるとしている。

4 IMF との関係

巨額の対外債務を負っているウクライナにとって、自国経済の再建のためには国際金融機関との協力が重要である。政府は IMF の提示する諸条件を尊重した経済政策運営を行っている。

IMF は 1998 年 9 月、ウクライナに対し、約 25 億ドル(19 億 2000 万 SDR)の EFF(拡大信用供与ファシリティ)プログラム実施を決定したが、IMF は、ウクライナが 2002 年度予算の執行状況、VAT 債務問題の解決、燃料エネルギー分野の改革、州毎の電力配電会社(オブルエネルゴ)の民営化の完遂等、IMF の提示している諸条件を満たしていないとして、2002 年 9 月、1998 年に合意された EFF の約 38%(約 9 億 6600 万ドル)が実現されないまま終了した。2004 年 3 月、IMF は安定したウクライナ経済を評価し、新たに約 6 億ドル(4 億 1160 万 SDR)のスタンド・バイ合意を承認(1 年間有効)したが、ウクライナ政府は同プログラムによる融資を利用しなかった。

2008 年 10 月、国際的金融危機のウクライナへの波及、国際収支の急激な悪化等を背景に、IMF は約 164 億ドル(110 億 SDR)のスタンド・バイ・ローン(期間 2 年)を決定。特に、中央銀行の為替政策を含む金融部門の早急な立て直しが課題とされた。2009 年 11 月までに、計 3 回のトランシェが実施され、合計約 106 億ドルがディスバースされたが、2010 年の大統領選挙に起因する政治的混乱により、第 4 トランシェ以降はディスバースされなかった。ヤヌコーヴィチ大統領の選出に伴い、2010 年 7 月に新たに約 151 億ドルのスタンド・バイ合意が締結され、2011 年 3 月迄に計 2 回のトランシェが実施された。第 3 トラ

ンシェについては、家庭用ガス価格の引き上げ等、IMF の求める諸条件が満たされないことを理由に、実施されないまま期限を迎えた。

2014 年 4 月 30 日、マイダン革命以後の厳しい経済情勢下において、IMF は、ウクライナに対し、総額 170 億米ドル相当の新規スタンド・バイ合意を承認(ウクライナのマクロ経済安定化、財政部門・政策強化、エネルギー部門強化、ガバナンス・透明性向上、ビジネス環境改善等が目的)。現在までに 2 回のトランシェ(計 46 億米ドル)を実施。

更に 2015 年 1 月 8 日から 2 月 12 日にかけて行われた IMF の調査団とウクライナによる協議を受け、スタンド・バイ合意ではなく、EFF の枠内での支援プログラムが合意された。同支援プログラムは、IMF による約 175 億ドル及び国際社会からの支援(総額 250 億ドル)のため、ウクライナで新たな経済改革を行うもの。IMF の支援は二国間・多国間による支援で補完されることを見込んでおり、EFF プログラムは 4 年間で約 400 億円が必要な計画となっている。同年 3 月 11 日、IMF 理事会は、上記の支援を正式に承認。2015 年 5 月現在、50 億ドル相当の第一トランシェがデイスバース済み。

5 対外債務問題

マイダン革命以後、2014 年 2 月に発足した新政権は、2013 年末時点でのウクライナの対外債務残高が GDP の約 80%の約 1,400 億ドルに達したと発表。東部紛争の長期化を受け、ウクライナがデフォルトを回避するためには、IMF を中心とする国際機関や各ドナー国による金融支援が不可欠となっている。

現在、財務省は、2015 年 3 月 11 日に承認された IMF の EFF(拡大信用供与ファシリティ)プログラムの下での対外債務リストラに着手している。同年の 4 月から 5 月末までに、2014 年 2 月 28 日以前に発生したソブリン債、政府補償外債、準ソブリン債(国営銀行、国営鉄道、キエフ市の債務等)につき、債権者との交渉を完了させることが求められている。

6 非公式経済(闇経済)

ウクライナ版フォーブス(2014 年)によると、ウクライナ経済の約 45%は政府が実態を把握していないために公式所得統計に現れない非公式経済(闇経済)と見られており、同比率は他の中東欧諸国と比べ最も高い。ウクライナの非公式経済の原因として、①キャッシュ決済の経済、②銀行制度に対する信用の欠如、③税金逃れの頻発等がある。

7 貿易と投資の動向

(1)貿易額の推移

この 10 年間程、貿易収支は赤字が続いており、2008 年の貿易赤字は 185 億ドルに達した。2009 年に関しては、金融危機による信用収縮やフリヴニャ下落の影響により、貿易赤字は約 57 億ドルに減少したが、貿易額自体も輸出入ともに大幅に落ち込んだ。2014 年の貿易赤字は約 4.6 億ドルであり、前年の約 29 分の 1 まで減少している。これはウクライナの輸入額の減少によるところが大きく、特に、ロシアに対する輸入額は前年比 43%減(輸出額は約 31%減)となっている。

〈貿易額の推移〉

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
輸出額 (10 億 USD)	38.3	49.2	67.0	39.7	51.4	68.4	68.8	63.3	53.9
輸入額 (10 億 USD)	45.0	60.6	85.5	45.4	69.7	82.6	84.7	76.9	54.3
貿易収支(10 億 USD)	-6.7	-11.4	-18.5	-5.7	-18.3	-14.2	-15.8	-13.6	-0.46

(2) 貿易構造の特徴

品目構成を見ると、天然ガス、石油を輸入し、鉄鋼製品、穀物、機械等を輸出する構図。東部紛争の影響により、鉄鋼製品の輸出量は減少。

ア 主要輸出品目(2014年: 国家統計局発表)

・鉄鋼・鉄製品	(全体の 23.9%)
・穀物	(12.1%)
・機械・機器	(10.5%)
・油脂	(7.1%)

イ 主要輸入品目(2014年: 国家統計局発表)

・鉱物性燃料	(全体の 27.8%)
・機械・機器	(16.0%)
・プラスチック及びポリマー	(6.7%)
・自動車・車輛	(4.5%)

(3) 主な貿易相手国(2014年: 国家統計局発表)

ア 輸出: ①ロシア(18.2%), ②トルコ(6.6%), ③エジプト(5.3%)

イ 輸入: ①ロシア(23.3%), ②中国(9.9%), 独(9.9%)

(4) 主な通商動向

ウクライナは、2008年5月16日に152番目の加盟国としてWTOに正式加盟した。

(5) 直接投資の動向

ウクライナに対する直接投資は長年増加傾向にあったが、2014年のウクライナに対する直接投資額は大きく減少に転じ、約459億ドルとなった(2013年は約581億ドル)。投資国別で見ると、キプロス及びロシアからの投資がやや減少し、一方で、ドイツやオランダ等、EU諸国からの投資が増加している。東部紛争の継続、経済の停滞、フリヴニャの価値下落等により、現在、ウクライナへの直接投資は芳しくない状況が続いている。2014年の主要投資国の投資額は次のとおり(括弧内は投資全体に対する比率)。

・キプロス	137億1060万ドル (29.9%)
・ドイツ	57億2050万ドル (12.5%)
・オランダ	51億1150万ドル (11.1%)
・ロシア	27億2430万ドル (5.9%)
・オーストリア	25億2640万ドル (5.5%)
・英国	21億4550万ドル (4.7%)

8 主要産業とその課題

(1) 農業

ウクライナでは、広大で肥沃な黒土地帯(チェルノーゼム)で小麦、テンサイ、ひまわり等が栽培され、かつては「欧州の穀倉地帯」と言われていた。ソ連崩壊後、生産技術の近代化と構造改革の遅滞、農業の荒廃による地質の悪化等の問題が指摘されているものの、小麦、砂糖、ひまわり油等の農産物は現在も重要な輸出品(USDA「World Markets and Trade」によれば、2013/2014市場年で、ひまわり油の輸出量は世界第1位、大麦は第3位、トウモロコシは第4位、小麦・小麦製品は第5位)であり、その多くはロシアをはじめとする旧ソ連諸国や欧州各国に輸出されている。2002年には初めて飼料用穀物が日本に輸出された。

ウクライナ農業の復興には各種農業改革が必要となるが、その一環として2001年10月、ウクライナ人同士の農地の売買を可能とする「新土地法」が成立した。しかし、巨大資本等による大規模土地買収なども危惧され、農業用地に関する同法の施行は、2016年1月1日まで据え置きとなっている。

農業投資の動きも観察され、農地取引やバイオエネルギー、国際的食糧供給基点としての視点からもウクライナ農業のウクライナ経済に占める重要性は拡大してきている。一方で、農地改革、生産性向上を含む農業リストラ、流通、貯蔵等のインフラ整備等が依然として課題である。

2014年には約6,380万トンの穀物を収穫(前年比2.4%増)し、記録的な豊作となった。また、2014年には、ウクライナの農産物輸出の約3分の1がEU諸国向けであった。ロシアによるウクライナ製品の輸入規制もあり、ウクライナ政府は、EUへのウクライナの農産物の輸出の拡大を求めている。

(2) 重工業

鉄工業をはじめ重化学工業も盛んであり、鉄鋼は最も重要な輸出品目である(世界鉄鋼協会のデータによると、2015年1月時点で、ウクライナの粗鋼生産量は世界第12位)で占められる。東部のドンバスは「鉄鉱の街」であり、帝政ロシアの頃より、同地域にはドネツ炭田とクリヴィー・リフの鉄鉱石を活用して鉄工業が興り、ドニプロ川の中流域に突出した一大重工業地帯が形成された。露天掘りのクリヴィー・リフ鉱山は世界最大の鉄鉱山として名高い(ただし、2014年8月頃から東部紛争が悪化し、反テロ作戦実施地域に存在する多くの鉄鋼関連企業が、原料の供給不足や輸送経路の喪失などにより、操業の停止または縮小を余儀なくされている。同年のウクライナにおける鉄鋼生産量は前年比17.1%減となった)。

旧ソ連時代には工業化が一層進み、高い技術力を備えた軍需産業コンビナートに発展した。首都キエフにあるパトン電気溶接研究所の溶接技術は今も世界で屈指の水準を誇っているほか、黒海沿岸では造船業が盛んであり、旧ソ連時代には空母ミンスクをはじめ多くの空母や潜水艦がここで建造された。また、航空・宇宙分野でも高い技術を有しており、世界最大の輸送機アントノフ社の「ムリーヤ」、日本の衛星の打ち上げ実績もある商業ロケットの「ドニプロロケット」を製造している。

(3) 外資による民営化

ここ2年間で見ると、民営化のプロセスはやや停滞していた。2013年の民営化による収入は109億フリヴニャと見積もられていたが、実際は15億フリヴニャであった。2014年には、4億6千690万フリヴニャの国家資産が民営化されたが、これは主に「オブルエネルゴ」(州毎の配電会社)の株である。専門家は、民営化プロセスは不透明であり、投資家の間で正当な競争が行われていないと指摘。

マイダン革命以後の新政権において、多くの大規模な国営企業を民営化する野心的な計画が打ち出された。2015年3月4日、ポロシェンコ大統領は、経済発展・貿易省に対し、民営化の対象となる企業のリストを作り、最高会議に提出するよう要請。同年5月12日、閣僚会議は、2015年に民営化の対象となる300以上の国営企業のリストを承認した。

V. 国防

1. 基本方針

ウクライナは主権宣言(1990年7月16日最高会議採択)で「将来において軍事ブロックに属さない中立国となり、核兵器を使用せず、生産せず、保有しないという非核三原則を堅持する国家」となることを明らかにすると共にその軍事ドクトリン(1993年10月19日発効、2004年6月及び2012年6月改訂)において、ウクライナ軍の主たる任務を国家防衛と規定し、また、2012年の改訂では、国際協力活動等への積極的参加、軍人の社会的地位の向上、防衛産業の育成などを掲げていた。

なお、ユーシチェンコ政権はNATOへの早期加盟意思を示していたが、ヤヌコーヴィチ政権はNATOに加盟しない方針を明確にしていた。

他方、露を含むCIS諸国との関係において、ウクライナは個別に二国間軍事協力協定を締結しているが、CIS集団安全保障条約には加盟していない。

しかしながら、2013年11月に始まったウクライナ反政府運動、2014年3月の露によるクリミア「併合」、同年4月からのウクライナ東部情勢の不安定化により、国の基本方針は大きく変更される。ウクライナの新政策に関する改正法案(2014年12月23日)が可決され、国家安全保障の基本に関する法律(2003年6月19日)が改正された。これにより「国家の優先事項は、EU及び大西洋安全保障体制

への加盟を目的とした欧州政治・経済・司法へのウクライナの統合」,「国家安全保障問題の国家政策の基本的方向性は、NATOへの加盟に必要な条件達成を目的とした同機関との協力深化」とされ、対露・CIS 諸国との友好関係維持に関する記述がすべて削除された。

また、同時に内外政基本政策に関する法律(2010 年 7 月 1 日)も改正された。「外政の基本政策は、NATO への加盟に必要な条件達成を目的とした、NATO との協力深化」とされ、ウクライナの非ブロック政策に関する記述が全て削除された。

2 国防組織・国防力

ウクライナ憲法は、大統領が軍の最高司令官として国家安全保障政策を立案する「国家安全保障国防会議」を主宰するとされており、また国外への部隊派遣及び外国軍隊のウクライナ領土内への駐留には最高会議の承認が必要であると規定している。

なお、ウクライナ軍は、地上軍、空軍、海軍、高機動空挺部隊等からなり、2013 年末の総定員は 16 万 5,500 人であった。

2014 年には 10 万人規模にまで縮小する計画であったが、ウクライナ東部情勢を受け逆に拡大する計画に変わっている。露によるクリミア「併合」でクリミアのウクライナ海軍の一部が露海軍に併合され、海軍の人数が大幅に減少したが、2014 年に約 6 万人の部分的動員が実施された。また、2015 年には、2014 年の部分的動員の交替及び国防力増強のための新たな部分的動員が計画されており、三段階に分け約 10 万 4,000 人を動員予定である。

現在、2015 年末までの総定員を 25 万人規模にまで拡大する予定である。

3 軍改革

旧ソ連邦の軍事上の前線と位置づけられ攻撃的な性格の強い部隊が配備されていたウクライナは、ソ連崩壊に伴い膨大な軍事施設と兵力、組織及び装備品等をそのまま受け継ぐこととなった。

しかし、国家防衛を主任務とするウクライナ軍にとって旧ソ連型の攻撃的で大規模な兵力を擁する軍事組織、装備品等は不要となり、国防に特化した国力に応じた軍隊作りに努力してきた。特に 2000 年 2 月に策定された「軍事力整備計画」では、ウクライナ軍の NATO 標準化とコンパクトで機動性に富んだ部隊編成を目指すとしており、国防省は同計画に基づき機構改革、部隊改編、兵力の削減、老朽化した装備品の用途廃止等の軍改革を推進してきた。その結果、旧ソ連型の軍から防衛を主任務とする軍事組織への移行が完了した 1996 年時点で合計約 70 万人いた軍人及び文官は 2007 年末には約 20 万人にまで削減された。2013 年末時点で 16.55 万人であり、将来的には 10 万人まで削減する計画であった。

また、2002～2003 年にかけて NATO の協力を得て国防計画の見直しが行われ、2004 年 6 月には今後の軍改革の方向性と最終的な目標を明示した「戦略国防報告」が公表された。2005 年には、「2006-2011 年の間のウクライナ軍発展国家プログラム」が、2013 年には「2017 年までのウクライナ軍改革・発展段階」が策定され、完全職業軍人化の他、指揮統制システム、装備、教育訓練等の分野における軍改革が段階的に推進されていた。

しかしながら、ウクライナ東部情勢を受け、軍改革は停止状態にある。(「1 基本方針」参照)

また、完全職業軍人化への移行のため、2013 年秋に徴兵制を一度廃止したが、ウクライナ東部情勢を受け、2015 年に再開する予定である。

4 核兵器の撤去

旧ソ連時代、ウクライナ領土には多数の核兵器が存在したが、戦術核は 1992 年 5 月までにすべてロシアに撤収され、また、戦略核に関しては、1996 年 6 月 1 日、クチマ大統領がウクライナ領土からの核弾頭完全撤去を発表。1994 年 1 月の米・ロシア・ウクライナの 3 国間共同宣言に基づく義務を完了した。また、1994 年 12 月の NPT 加盟 (START-1 も同時に発効)に伴いウクライナは米国の財政・技術支援を受けて、ICBM (SS-19 及び SS-24) のサイロを廃棄、さらに、ミサイル本体の解体も完了し、START-1 に

定める規定の履行を完了した。

しかし、ミサイルの解体に伴って生じた約 5000t の有毒な固体燃料は、米国の支援を受けて無毒化及び民生転用処理の実施が計画されていたが、2003 年 6 月、米国の財政上の理由から本プロジェクトが見直し対象となり、本事業内容の変更等に関し米国との間で協議が行われてきたところ、2007 年 11 月 1 日に合意に達し、2007 年以降の 2011 年にかけての処理活動実施及び 5～7%の米国からの財政支援等が決定された。

2010 年 4 月、核セキュリティ・サミットにおいて、ヤヌコーヴィチ大統領とオバマ米大統領は、ウクライナが高濃縮ウランを 2 年間で放棄し、米国がそれに対し必要な技術・財政援助を行うと謳うウクライナ・米共同宣言を発表、同年 12 月には、大部分の高濃縮ウランがロシアに移送された。

5 黒海艦隊問題

黒海艦隊問題は、ウクライナ・ロシア間の重要な懸案であったが、1997 年 5 月にチェルノムイルジン露首相がウクライナを訪問した際に「露黒海艦隊の地位及び駐留条件に関する協定」及び「黒海艦隊分割協定」が締結された。これら協定は 1999 年 3 月にウクライナ議会で、6 月にはロシア議会でそれぞれ批准されたことで、2017 年までの露黒海艦隊のウクライナ駐留と艦隊の分割に関して原則的に解決を見ることとなった。ただし、分割の細部の取り決め等の技術的な問題等に関しては、合同作業部会において協議を続けることとなった。

2006 年 1 月のロシアからの輸入天然ガス価格の値上げ問題及びウクライナ港湾当局職員によるヤルタ灯台へのロシア軍人入場拒否事案に関連し、露黒海艦隊の貸借対象施設の明確化及び基地賃貸料の増額に関する議論が活発化した。

2006 年 10 月のプーチン露大統領による発言の他、2007 年 5 月以降のロシア側高官による発言から、ロシア側は露黒海艦隊の駐留期限延長を希望する意思表示を行ってきたが、ユーシチェンコ大統領、外務、国防大臣等ウクライナ側指導者は、憲法規定を理由として不可能である旨述べてきた。

2008 年 8 月のジョージア・ロシア間の軍事衝突に際して、露黒海艦隊が参加したことから、ユーシチェンコ大統領は露黒海艦隊によるウクライナ領内での移動及びウクライナ国境を越境する際の規則を厳格化する 2 つの大統領令を発出。これにより露黒海艦隊は、ウクライナ水域進入の 72 時間前に許可申請が必要となった。

2010 年 4 月、ヤヌコーヴィチ大統領及びメドヴェージェフ露大統領の間でガス問題及び露黒海艦隊問題に関しパッケージ合意文書に署名。本合意により、2019 年までのガス価格割引の代償として、露黒海艦隊の駐留期限が 2042 年まで 25 年間延長された。両国とも本協定から脱退しなければ、2042 年以降も更に 5 年の延長が可能となった。

しかしながら、2014 年 3 月にプーチン露大統領は、クリミア「併合」を宣言。これにより 2010 年の合意は効力がなくなったとしている。

6 北大西洋条約機構(NATO)との関係

ウクライナは、1994 年に他の CIS に先駆けて NATO との間で「平和のためのパートナーシップ(PfP)協定」に署名したのに引き続き、1997 年には「ウクライナ・NATO 間の特別な関係に関する憲章」に署名し、NATO との関係強化を明確にした。

また、2001 年 9 月に勃発した米国における同時多発テロ以降、米を含む NATO とロシアとの関係改善が図られる等、国際情勢が大きく変化する中で、ウクライナ国家安全保障国防会議は、2002 年 5 月、「ウクライナの NATO 加盟に向けた準備に着手する」決議を採択、7 月にはクチマ大統領が同大統領令に署名する等、中・長期目標としてウクライナの NATO 加盟の意思を内外に示した。

これを受けて同年 11 月に開催された NATO プラハ・サミットの「NATO・ウクライナ委員会」においてウクライナの NATO 加盟に向けた「改革のための行動計画」及び「年次目標計画」が採択された。2004 年には、NATO の全面的協力を得て「戦略国防報告」及び新しい「軍事ドクトリン」が作成された他、ウクライナ

国内における NATO の軍事活動に対する支援を定めた「ホストネーション・サポートに関する覚書」が交わされた。

2005 年にユーシチェンコ新政権が発足すると、ウクライナは NATO 加盟意思をより明確に表明し、同年 4 月には「NATO・ウクライナ間協力の強化」に関する文書が署名され、「強化された対話」の枠組みによる NATO・ウクライナ委員会、北大西洋理事会会合(6 月及び 10 月)が行われるなど、加盟に向けた協議等が活発化した。実態面においてもウクライナ軍は、国内外で実施される NATO 軍の演習に部隊を頻繁に参加させる他、ウクライナ軍人を NATO 諸国に派遣して教育・訓練を受けさせてきた。

このように国防省及び軍において NATO 加盟に向けた努力が継続される中、2006 年 8 月に首相に就任したヤヌコーヴィチ地域党首は、国民のコンセンサスの低さを理由に、当初目標とされていた同年 11 月の NATO サミットにおける加盟行動計画への署名を見送った。2007 年 2 月、ユーシチェンコ大統領は、EU、NATO 加盟路線を確認する国家安全保障戦略に署名した他、機会を捉えて NATO 加盟方針を繰り返してきた。2008 年 1 月、NATO・MAP への参加意思を表明する大統領、首相、最高会議議長連署による書簡(所謂「三者の書簡」)が NATO 事務総長宛に送達された。これに対し、地域党を始めとする野党側は、この「三者の書簡」の撤回等を求めて最高会議演台等を封鎖し、議会が約 1 か月半空転する事態となったが、2008 年 3 月 6 日、各政治勢力間の合意の下に再開された議会において「NATO 加盟は全国レベルの国民投票の結果によってのみ決定される」旨の議定書採択が行われた。

2008 年 4 月の NATO ブカレスト・サミットにおいてウクライナの将来の加盟については合意されたが、ウクライナの加盟行動計画(MAP)への参加は見送られた。

2010 年 2 月に就任したヤヌコーヴィチ大統領は、ウクライナは NATO に加盟する計画を有していないと発言した。2010 年 7 月には、ウクライナの地位を「非同盟」と規定し、あらゆる軍事政治ブロックへの参加を拒否する内容の「ウクライナの内外政方針に関する」法律が発効した。ヤヌコーヴィチ大統領は、NATO との積極的な協力は継続すると述べていたが、同法律により、ウクライナの NATO 加盟は不可能となった。

なお、2012 年 6 月の「国家安全保障戦略」改訂では、非同盟を維持しつつ、NATO との建設的な協力の継続を規定していた。

しかしながら、2013 年 11 月のウクライナ反政権運動以降、状況は一変した。(「1 基本方針」参照)

NATO 加盟国は現在のウクライナ情勢に鑑み、防弾チョッキ、ヘルメット、暗視ゴーグル、医療機材及び非殺傷兵器等の提供を実施している。また、2015 年 4 月、米軍人によるウクライナ軍兵士の訓練が実施された。

7 軍事的国際協力

PKO 等を通じた国際社会の安定化への貢献は、ウクライナにとっても重要な位置を占めており、現在ウクライナ軍は、コンゴ、コンボ、リベリア、スーダンへの部隊或いは軍事監視要員等の派遣を通じて、国連の PKO 活動に参加していた。また、海賊対処活動にも積極的な姿勢を示しており、2013 年には EU 及び NATO の海賊対処活動へ参加した。

2015 年 4 月現在、リベリア、コンゴ等における国連の平和維持活動等に約 490 名を、コンボにおける KFOR 等 NATO 関連の活動に約 50 名を、沿ドニエストルへの兵力監視団に 10 名を参加させている。

VI. 文化

ウクライナ国民の多くは文化・芸術への関心が高く、キエフ市の国立オペラ劇場をはじめ、主要な都市には劇場、交響楽団、音楽・芸術クラブ等が存在する。また、民族音楽、宗教音楽の伝統を有し、一般の人達の間でも広く親しまれている。ウクライナにゆかりのある芸術家は以下の通り。

●タラス・シェフチェンコ(Taras H. Shevchenko :1814-1861)

キエフ生まれのウクライナの国民的詩人、画家。1840 年に詩集「吟遊詩人」を発表、ウクライナの国民

的詩人としての地位を確立した。反帝政、反専制の態度を崩さず、抑圧されたウクライナ人の悲しみを詠い続けた(100 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

●イヴァン・フランコ(Ivan Franko:1856-1916)

ウクライナの作家、思想家、評論家、言語学者、翻訳家。オーストリア・ハンガリー帝国においてウクライナ民族解放運動や文化振興運動に関わり、小説や詩の執筆に加え、ウクライナ語研究に大きな関心を寄せ、言語学に関する多くの論文を著した(20 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

●レーシャ・ウクラインカ(Lesia Ukrainka:1871-1913)

ウクライナの女性作家、詩人、翻訳家、文芸評論家。ウクライナ民族解放運動に関わる傍ら、多くの文芸評論、翻訳、詩集を発表し、晩年には最高作とされる詩劇「森の歌」を執筆した(200 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

●ゴーゴリ(Nikolai V. Gogol :1809-1852)

作家、劇作家。ウクライナ中部の小村ソロチンツィ生まれ。1830 年ウクライナの農村を舞台にした短編「イワン・クパーラの前夜」を含む小説集により一躍文名をあげる。「検察官」、「隊長ブーリバ」、「死せる魂」、「外套」などの作品がある。

●チェーホフ(Anton P. Chekhov :1860-1904)

ロシアの作家、劇作家。1899 年から病氣療養のためにクリミアに移り住んだ(～1904)。その間に彼の代表作である「三人姉妹」、「桜の園」を書いた。現在でもヤルタにチェーホフ博物館がある。

●ムソルグスキー(Modest P. Musorgskii :1839-1881)

ロシアの作曲家。彼の代表作である組曲「展覧会の絵」の中の一曲である「キエフの大門」は、キエフ市内の中心部にある。

●プロコフィエフ(Sergei S. Prokoffiev :1891-1953)

ウクライナ生まれのロシアの作曲家。1891 年エカテリノスラフ(現ドニプロペトロウスク)近郊のソントフカ生まれ。バレエ音楽「ロメオとジュリエット」、交響詩「ピーターと狼」等が有名。

●ホロビッツ(Vladimir Horowitz :1904-1989)

20 世紀を代表するピアニスト。キエフ市生まれ。1940 年に米に移住。キエフでは、独立後の 1995 年より、彼に因み「ホロビッツ記念国際ピアノコンクール」が開催されている。毎回数名の日本人奏者が同コンクールに参加し、優勝・入賞等を遂げている。

●その他、作家ではイリヤ・エレンブルグ(1891-1967)、ミハイル・ブルガーコフ(1891-1940)、イサーク・バーベリ(1894-1941)が、音楽家ではエミール・ギレリス(1916-1985)、ダビッド・オイストラフ(1908-1974)、スヴャトスラフ・リヒテル(1915-1997)、アイザック・スターン(1920-2001)、画家ではイリヤ・レーピン(1844-1930)が、舞踏家ではワツラフ・ニジンスキー(1890-1950)がウクライナ生まれである。

VII. 対日関係

ウクライナには 1902 年～1934 年にかけてオデッサに我が国領事館が開館されており(一時的に閉鎖されていた時期もあった)、旧ソ連時代より姉妹都市提携(キエフ・京都、オデッサ・横浜)や文化交流が行われていた。1991 年 8 月のウクライナの独立後、翌 1992 年 1 月に外交関係が樹立された。

なお、第二次世界大戦後には、旧ソ連に抑留された日本人の内約 4,000 名がウクライナに移送され、採石などの労務に当たった(当時の抑留者の談)。その内約 200 名が当地で死亡したとされている。

1 要人往来

●クチマ大統領訪日(1995年3月)

ウクライナ元首として初めて訪日。村山総理との首脳会談において日本輸出入銀行からの1.5億ドルのアンタイドローン及び0.5億ドルの輸出信用供与が表明され、両国外相間で旧ソ連時代に締結された条約の承継を確認する書簡が交換された。共同声明においてウクライナは日本の国連安保理常任理事国入りへの支持を表明。

●池田外務大臣ウクライナ訪問(1996年6月)

両国関係の拡大強化、ウクライナへの改革支援の継続を表明した。

●ウドヴェンコ外相訪日(1997年5月)

日本の政府開発援助(ODA)供与に関する協議が開始された。なお、同外相は1998年3月にも国連総会議長として訪日した。

●国会議長の相互訪問

1997年8月に斉藤参議院議長がウクライナを訪問した。2003年5月にはリトヴィン最高会議議長が訪日、広島等を訪問し、核の被害を受けたという両国の共通点を基礎に両国関係を発展させるべきであると表明した。

●川口外相のウクライナ訪問(2003年8月)

ズレンコ外相と会談し、核不拡散の基本的立場を確認するとともに、政治・経済分野での協力発展の意思を表明する共同コミュニケに署名した。

●ユーシチェンコ大統領訪日(2005年7月)

ウクライナ大統領の訪日としては2回目のもの。小泉総理と会談し、「21世紀における新たなパートナーシップに関する共同声明」を発出、日本・ウクライナ協力委員会の設立に合意。また、ウクライナのWTO加盟に関する二国間文書の署名を行った他、「科学技術協力に関する共同記者発表」を発出。

●麻生外相のウクライナ訪問(2006年6月)

ユーシチェンコ大統領訪日時に合意された日本・ウクライナ協力委員会第一回会合をタラシュコ外相との間で開催、同委員会の活動に関する覚書に署名。また、文化無償案件にかかる文書に署名。

●オフリズコ外相の訪日(2008年3月)

高村外相との間で第2回日・ウクライナ協力委員会を開催、共同声明に署名。

●ティモシェンコ首相の訪日(2009年3月)

麻生総理と会談、経済を中心に両国関係の幅広い協力について協議。共同声明を発出。

●ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(2011年1月)

菅総理と会談、GISにおける協力、JBICによる融資、

ウクライナ独立後の日・ウクライナ関係略史

1991年12月28日 我が国によるウクライナ国家承認
 1992年1月26日 外交関係樹立
 1992年10月 スレピチェフ副首相訪日(旧ソ連支援東京会合)
 1993年1月20日 在ウクライナ日本国大使館開設
 1994年9月 在日ウクライナ大使館開設
 1995年3月 クチマ大統領訪日(22～25日)
 1996年6月 池田外務大臣ウクライナ訪問(30～7/1)
 1997年5月 ウドヴェンコ外務大臣訪日(18～20日)
 1997年8月 斎藤参議院議長ウクライナ訪問(26～30)
 1998年3月 ウドヴェンコ外相訪日(国連総会議長)(10～12日)
 1999年4月 ロホヴィ経済相、アザーロフ国税庁長官訪日(民間招待)
 2000年6月 タラシュコ外務大臣訪日(小渕元総理の葬儀への列席)
 2001年10月 クチマ大統領夫人・セミノジェンコ副首相訪日(民間招待)
 2003年5月 リトヴィン最高会議議長訪日(26～29日)
 2003年8月 川口外務大臣ウクライナ訪問(31～9/2)
 2004年6月 フリシチェンコ外相訪日(8～11日)
 2005年1月 柳澤特派大使(日・ウクライナ友好議連会長)(大統領就任式)
 2005年3月 トメンコ副首相訪日(愛知万博)
 2005年7月 ユーシチェンコ大統領訪日(20～23日)
 2006年6月 麻生外務大臣ウクライナ訪問(30～7/1)
 10月 リホヴィ文化観光大臣の訪日(7～9日)
 2007年7月 ルジコフスキー運輸・通信大臣訪日(8～12日)
 7月 ハイダイエフ保健大臣訪日(24～29日)
 2008年3月 オフリズコ外務大臣の訪日(24～26日)
 2009年3月 ダニリシン経済大臣の訪日(8～11日)
 3月 ティモシェンコ首相の訪日(25～26日)
 2011年1月 ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(18～21日)
 2011年9月 横路衆院議長のウクライナ訪問(4～7日)
 2012年3月 リトヴィン最高会議議長の訪日(7～11日)
 2012年4月 バローハ非常事態大臣訪日(18～19日)
 2012年10月 ポロシェンコ経済発展・貿易相の訪日(IMF・世銀総会)
 2012年11月 ポロシェンコ経済発展・貿易相の訪日(経済合同会議)
 2013年5月 根本復興大臣のウクライナ訪問(3～5日)
 2013年6月 プロスクリャコフ環境・天然資源相の訪日(3～8日)
 2013年8月 岸田外務大臣ウクライナ訪問(24～26日)
 2014年7月 岸田外務大臣ウクライナ訪問(16～17日)
 2015年3月 クリムキン外相の訪日(2～3日)

農業分野における協力等につき協議、共同声明を発出。

●横路衆議院議長のウクライナ訪問(2011年9月)

チェルノブイリ原子力発電所を視察。ヤヌコーヴィチ大統領を表敬し、リトヴィン最高会議議長と会談。

●リトヴィン最高会議議長の訪日(2012年3月)

野田総理を表敬、福島第一原子力発電所等を視察、宮城県名取市の東日本大震災一周年に際する慰霊祭に出席。

●バローハ非常事態大臣の訪日(2012年4月)

野田総理表敬、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」に署名(本協定は5月30日に発効)

●ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2012年10月)

IMF・世銀総会出席のため訪日。枝野経済産業大臣と会談。

●ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2012年11月)

第4回日・ウクライナ経済合同会議(経団連主催)出席。

●根本復興大臣のウクライナ訪問(2013年5月)

チェルノブイリ原子力発電所を視察し、プロスクリャコフ環境・天然資源大臣等と会談。

●プロスクリャコフ環境・天然資源相の訪日(2013年6月)

福島第一原子力発電所を視察し、石原環境大臣等と会談。

●岸田外務大臣のウクライナ訪問(2013年8月)

外相会談等の他、福島第一原子力発電所を視察。

●岸田外務大臣のウクライナ訪問(2014年7月)

外相会談の他、大統領・首相表敬、円借款署名式を実施。

●クリムキン外相の訪日(2015年3月)

外相ワーキングディナーの他、安倍総理表敬及び宮沢経産大臣表敬等を実施。

2 二国間経済関係

●二国間における経済分野での対話的枠組みとして設置された日・ウクライナ経済合同委員会は、2008年2月の第1回委員会(キエフ)を皮切りに、現在までに5回開催されている。

●2009年3月、京都議定書、グリーン・インベストメント・スキーム(GIS)の枠組により、わが国はNEDOを通じてウクライナからの3,000万トンの排出権購入契約に調印。本枠組により、キエフ地下鉄車両の改修、ウクライナの警察車両としての日本のハイブリット車の導入、ウクライナの学校・病院等の公共施設の窓枠、壁及び屋根の断熱性の向上など、多くのプロジェクトを実施。

●2015年2月5日、日・ウクライナ投資協定が署名された。同協定は、日・ウクライナ間での投資の保護、促進を図るものである。ウクライナは日本企業にとって潜在的に有望な投資先であり、また、日本からの投資促進は、ウクライナ支援の一環としても意義が大きい。同協定の締結により、投資を行う際の法的安定性が向上し、両国間の投資や投資に伴う人的交流が相互に促進されるとともに、両国間の経済発展が一層発展することが期待される。

3 わが国からの支援及び協力

2013年11月に発生した小規模な反政権デモに端を発して、ヤヌコーヴィチ政権の崩壊、ロシアによるクリミア半島の違法な「併合」、ウクライナ東部地域への軍事介入等が発生し、ウクライナは建国以来、最大の危機に直面した。現下の情勢を受けて、2014年3月、我が国は各国別で最大規模の約1,500億円の対ウクライナ支援パッケージを発表。さらに、大統領選挙監視支援、国内避難民支援、東部復興支援など、現在までに、国別では最大規模となる総額最大18.4億ドルの支援を表明しており、着実に実施中。困難に直面するウクライナを積極的に支援している。

※支援の詳細については当館ホームページ掲載「対ウクライナ支援」のページを参照。

4 対日貿易

日本とウクライナの間での貿易は、日本からの自動車輸入を中心に 2008 年の貿易総額 30 億ドルを超えた後、リーマンショックを受け 2009 年には貿易総額約 6.3 億ドルまで減少。その後 2012 年までは輸出・輸入とも増加傾向が続いたものの、2014 年には東部紛争の影響により輸出・輸入とも大きく減少した。わが国の輸出の大半は自動車輸出で占められていたが、2014 年にはウクライナ国内自動車市場が大きく縮小したことにより、全輸出に占める割合は 53.3%となった。農業分野については 2002 年、日本が初めてウクライナ産の穀物輸入(630 万ドル)を実現し、その後は果実やアルコール飲料等が少量輸入されてきていたが、2009 年に主要輸入品となった。ウクライナの日本に対する主な輸出入品は以下の通り(金額は 2014 年の輸出入額、括弧内は対日輸出入額全体に占める割合、出典:国家統計局)。

(1) 日本への主な輸出品

①鉄鋼石・スラグ	8, 820 万ドル(42%)
②穀物	7, 620 万ドル(36%)
③鉄鋼原料	1, 630 万ドル(8%)
④アルミニウム	1, 150 万ドル(6%)

(2) 日本からの主な輸入品

①自動車	3 億 2, 640 万ドル(53%)
②機械・機器類	6, 570 万ドル(11%)
③電子機器類	5, 940 万ドル(10%)
④ゴム・樹脂類	3, 870 万ドル(6%)

5 日本語・日本研究支援

(1) 文部科学省国費留学生プログラム

文部科学省国費留学生プログラムにより、研究留学生として年 5 名程度、日本語・日本文化研修留学生として年 10 名程度が日本へ留学しているほか、教員研修留学生及び学部留学生の制度が用意されている。

(2) 国際交流基金事業

国際交流基金の訪日研修プログラムには、当地の日本語教師や日本語学習者を対象としたものがあり、年 10 名程度が参加している。国際交流基金事業としては他に、日本語弁論大会や日本語教材購入などの日本語普及活動に対する助成事業等がある他、2005 年度からは日本語教育専門家を派遣し、キエフ国立大学、キエフ国立言語大学及びウクライナ・日本センターで、日本語教育や日本語教師の指導・育成にあたっている。

(3) ウクライナ・日本センター

ウクライナ・日本センターでは、日本語コース及び相互理解事業として日本文化講座等が開講されている。日本語コースでは子供や初心者から通訳・翻訳者を目指す上級者までを対象とした幅広いコース設定が成されており、200 名を超える受講生が日本語学習に励んでいる。

6 民主化関係の支援

(1) ウクライナ政治研究スクール(欧州評議会プロジェクト)

ア 第 1 回スクール(2006 年)

日本政府からの 4 万 5000 ユーロの資金拠出。2006 年中に数日間のセッションを 4 回開催。

人権問題、WTO 加盟問題等に関する日本人講師 5 名を派遣。

イ 第 2 回スクール(2007 年)

2 名の日本人講師を派遣。同スクール参加者 1 名を訪日研修に招待。

ウ 第 3 回スクール(2008 年)

日本政府からの4万5000ユーロの資金拠出。2008年中に数日間のセッションを4回開催。
3名の日本人講師を派遣。同スクール参加者2名を訪日研修に招待。

エ 第4回スクール(2009年)

2009年中に数日間のセッションを4回開催。また17カ国の政治研究スクール代表者が参加する総会を開催。

(2) 選挙監視員派遣

- ・2002年3月最高会議選挙:3名
- ・2004年6月最高会議議員補欠選挙(ポルタヴァ州):3名
- ・2004年10～12月大統領選挙(第1回投票・決選投票, やり直し決選投票):延べ38名(OSCE/ODIHR派遣を含む)
- ・2006年3月最高会議選挙:OSCE/ODIHRに7名派遣
- ・2007年9月最高会議選挙:6名(OSCE/ODIHR派遣を含む)
- ・2010年1～2月大統領選挙(第1回投票, 決選投票):延べ14名(OSCE/ODIHR派遣を含む)
- ・2012年10月最高会議選挙:7名(OSCE/ODIHR派遣を含む)
- ・2014年5月大統領選挙:10名(OSCE/ODIHR派遣を含む)
- ・2014年10月最高会議選挙:10名(OSCE/ODIHR派遣を含む)

7 文化交流

(1)在ウクライナ日本大使館が開設された1993年以降, 大使館主催事業として, 日本映画祭, 生け花デモンストレーション, 折り紙展覧会・ワークショップ, 等を, 国際交流基金事業として, 海外巡回展を開催しており, 毎回高い人気を博している。2006年度には, 2005年7月のユーシチェンコ大統領訪日時に小泉首相と開催に付き合意がなされた「ウクライナにおける日本月間」を開催, 9月から11月の3ヶ月間に40以上の日本文化紹介事業を実施し, ウクライナ政府関係者, 当地市民及び外交団等から大きな反響を得た。

(2)2010年9月オデッサ市において, 横浜市・オデッサ市姉妹都市提携45周年記念行事, 2011年9月にはキエフ市において, 京都市・キエフ市姉妹都市提携40周年記念行事が実施された。

(3)2012年には, 日本・ウクライナ外交関係樹立20周年を記念し, 千玄室裏千家大宗匠による茶道デモンストレーション, キエフ, リヴィウ, ドネツクでの日本舞踊公演, 松本京都大学総長の講演等, 日本の文化・芸術, 教育分野の行事が多数開催された。

(4)外国人叙勲に関し, 2006年に日本文学翻訳の第一人者であるイワン・ジューブ氏がウクライナで初めて我が国の勲章(旭日小綬章)を受章した。日・ウクライナ外交関係樹立20年にあたる2012年には, ズフロフスキー・キエフ国立工科大学(KPI)学長(元教育科学大臣)(旭日重光章), ヤツェンコ・キエフ国立地理学部教授(旭日中綬章), ボンダレンコ・キエフ国立大学文化学部教授(旭日中綬章)及びフェドリーシン・リヴィウ国立工科大学人文・社会学部准教授(旭日小綬章)の4名が受章した。2014年にはピロゴフ・キエフ国立言語大学准教授が旭日小綬章を受章し, これで我が国による叙勲者は6名となった。

8 在留邦人数

189人(2014年10月1日現在)

9 ウクライナ日本商工会会員(2015年5月現在)

当地では, ウクライナに進出する日系企業によるキエフ日本商工会が組織されており, 2015年5月現在, 18の企業が会員企業として加盟している。

10 姉妹都市

京都市・キエフ市(1971年～)

横浜市・オデッサ市(1965 年～)

(了)